

「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング」
(第 21 回)

平成 26 年 9 月 10 日 (水) 午後 1 時
日本証券業協会 第 4 会議室

議 案

1. アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則等の改正について
2. その他（法人関係情報管理規程における別表（重要情報）について）

以 上

企業内容等開示ガイドライン（平成 26 年 8 月 27 日公表）を踏まえた
「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」及びその考え方の改正案

平成 26 年 9 月 10 日

自主規制規則 (網掛けは第 20 回ワーキングで提示した改正部分、 下線部は今回改正部分)	自主規制規則の考え方 (網掛けは第 20 回ワーキングで提示した改正部分、 下線部は今回改正部分)	備考
第 1 条～第 3 条 略		
(社内審査) 第 4 条 協会員は、アナリスト・レポートに関する指針を策定する等により、アナリスト・レポートの表示内容及び評価が適正かつ合理的なものとなるよう努めなければならない。	・ 各社において策定する指針の項目 及び審査担当者の審査項目として考えられる項目は、広告等の表示及び景品類の提供に関する規則（以下「広告等規則」という。）第 4 条第 1 項に規定する禁止行為に加え、次のとおりである。 - イ 誇大又は煽動的な表示、恣意的又は過度に主観的な表示等の禁止 - ロ 断定的な表示の禁止 - ハ 虚偽表示の禁止 - ニ 法人関係情報及び将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報（現時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報（例えば、具体的方法の決定には至っていないが、一定の時期や規模が想定される資本調達ニーズに関する情報等）として協会員において管理している情報をいう。以下同じ。）の提供の禁止 - ホ 有価証券届出書の届出前の勧誘の禁止	

自主規制規則 (網掛けは第 20 回ワーキングで提示した改正部分、 下線部は今回改正部分)	自主規制規則の考え方 (網掛けは第 20 回ワーキングで提示した改正部分、 下線部は今回改正部分)	備考
2 協会員は、アナリスト・レポートを <u>配布又は公表</u>（以下「公表等」という。）しようとするときは、アナリスト・レポートの審査を行う担当者（以下「審査担当者」という。）を定め、審査させなければならない。 3 審査担当者は、アナリスト・レポートの審査を行うに当たっては、特に次の各号に留意しなければならない。	ヘ 評価、業績、新技術、新製品等の予測についての根拠の表示 ト 目標株価についての根拠及び達成の予想期間の表示 チ データ、統計等の出所の表示 リ アナリスト・レポートの内容と引用している株価、データ、統計等の適切性の確認 ヌ アナリストの意見と事実の明確な区別 ル 適切な担保文言（ディスクレーマー）の記載 ヲ レーティングの定義の記載 ・審査担当者は、広告等規則に規定する広告審査担当者である必要はない。また、必ずしも調査部門と独立した組織に置く必要はない。 ・アナリスト・レポートの「<u>公表等</u>」には、外部アナリストが執筆したアナリスト・レポートについて、当該協会のホームページから当該外部アナリストが所属している会社等のホームページの画面にリンクを張る場合（アナリスト・レポートを閲覧できる旨が表示されているときに限る。）も含まれる。（以下同じ。）	・開示ガイドラインにあわせ、「使用」を「配布又は公表（以下、「公表等」という。）」に修正してはどうか。 ・審査担当者が行うべき項目については、第 4 項で考え方を示すこととする。

自主規制規則 (網掛けは第 20 回ワーキングで提示した改正部分、 下線部は今回改正部分)	自主規制規則の考え方 (網掛けは第 20 回ワーキングで提示した改正部分、 下線部は今回改正部分)	備考
1 「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」第 4 条第 1 項に規定する禁止行為に該当するものでないこと。 2 アナリスト・レポートにおける表示内容及び評価が、社内の指針等に照らし、適正かつ合理的なものであること。 3 レーティング又は目標株価が記載されている場合には、レーティングの定義並びに目標株価についての根拠及び達成の予想期間が明確に表示されていること。 4 協会員は、一のアナリスト・レポートについて複数の審査担当者に分担して審査させることができるものとする。	・過去に <u>公表等</u> したアナリスト・レポートから目標株価の変更が行われておらず、目標株価の変更がない旨又は目標株価の根拠については過去に <u>公表等</u> したアナリスト・レポートを参照する旨がアナリスト・レポートにおいて表示されている場合には、必ずしも当該アナリスト・レポートにおいて目標株価の根拠を表示する必要はないものとする。 ・ <u>通常の業務の過程において公表等されるアナリスト・レポート以外のアナリスト・レポート（アナリスト・レポートの公表等の開始又は中断した後に再び開始する場合）については、第 1 項の考え方にした指針の項目のうち、ニ及びホについて、審査担当者とは別に管理部門（協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則第 2 条第 2 号に規定する「管理部門」をいう。例えば、売買審査部門などが含まれると考えられる。）において審査することが考えられる。</u>	・開示ガイドラインでは、未公表の情報の伝達から遮断するための適切な措置を講じている場合を前提としてセーフハーバーが設けられたことから、通常の業務の過程において公表等されるアナリスト・レポート以外のものについては、有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等への該当性を慎重に検討する必要があると考えられることから、管理部門（売買審査部門）が行うことが考えられる旨を「考え方」に記載してはどうか。 ・ただし、通常の業務の過程において公表等される

自主規制規則 (網掛けは第 20 回ワーキングで提示した改正部分、 下線部は今回改正部分)	自主規制規則の考え方 (網掛けは第 20 回ワーキングで提示した改正部分、 下線部は今回改正部分)	備考
5 (略) 6 協会員は、前各項に掲げる審査を行い、アナリスト・レポートの公表等の是非について判断するに当たっては、次の各号に留意しなければならない。 1. 当該アナリスト・レポートが、通常の業務の過程において公表等されるものに該当すると考えられる場合には、原則として公表等を行うこと。	・ (略) ・ 通常の業務の過程において行われるアナリスト・レポート(業界レポートにおける当該企業等への言及を含む。)の公表等は、協会員において法人関係情報を取得している場合であっても、協会員において、執筆を担当する者をアナリスト・レポートの対象となる企業の発行する有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等に関する未公表情報の伝達から遮断するための適切な措置を講じている場合には、原則として有価証券の取得勧誘又は売付け 勧誘等には該当しないと考えられる。	アナリスト・レポートについて管理部門が審査することを妨げるものではない。 ・ 規則本文での規定を望む声が多いことから、規則において一定の規定を置くこととする。 ・ 「原則として公表等を行う。」ではなく「公表等することができる。」と修正すべきであるとの意見もあったが、「することができる。」という表現は公表等しないことが原則であると解釈されるおそれがあるため、原案どおりとしてはどうか。 ・ 開示ガイドラインにあわせ、未公表の情報の伝達から遮断するための適切な措置を講じている場合を前提としてセーフハーバーが設けられたことから、その旨を「考え方」に記載してはどうか。 ・ なお、アナリスト自身が法人関係情報を取得した場合については、「未公表の情報の伝達から遮断するための適切な措置を講じている」ことを理由とした判断基準には相当しないので、個別に判断すべきと考えられるため、「考え方」には記載しないことかどうか。

自主規制規則 (網掛けは第 20 回ワーキングで提示した改正部分、 下線部は今回改正部分)	自主規制規則の考え方 (網掛けは第 20 回ワーキングで提示した改正部分、 下線部は今回改正部分)	備考
2. 通常の業務の過程において行われるアナリスト・レポートの公表等を制限することにより、投資者に対して、当該協会員が当該アナリスト・レポートの対象となる企業等に関する法人関係情報を取得していること等を推知させることになり得ると考えられること。	・<u>アナリスト・レポートの公表等の開始又は中断した後に再び開始する場合のアナリスト・レポートは、通常の業務の過程において公表等されるアナリスト・レポートとはみなされない。</u> ・<u>通常の業務の過程において公表等されるアナリスト・レポート以外のアナリスト・レポートの公表等の是非については、審査担当者が当該アナリスト・レポートの記載内容を審査のうえ、自社の社内管理態勢に照らし個別に判断することが考えられる。</u> ・<u>第 1 項の考え方に示した指針の項目のうち、二及びホについて審査を行った結果、通常の業務の過程において行われるアナリスト・レポートの公表等を制限することにより、投資者に対して、当該協会員が当該アナリスト・レポートの対象となる企業等に関する法人関係情報を取得していること等を推知させることになり得ると考えられる。</u>	・開示ガイドラインでは、アナリスト・レポートの公表等の開始又は中断した後に再び開始する場合は、通常の業務の過程において公表等されるアナリスト・レポートには含まれないことが示されたため、「考え方」にその旨を記載してはどうか。 ・有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等には該当しないものとして公表等できるアナリスト・レポートは、「通常の業務の過程において公表等される」ものには限られないことを「考え方」に記載してはどうか。また、その際の判断は、法人関係情報等の社内管理態勢等に照らし個別に判断すべきことを「考え方」に記載してはどうか。 ・示唆情報の考え方は第 8 条（情報管理の徹底）に記載してはどうか。
第 5 条～第 7 条 略		

自主規制規則 (網掛けは第 20 回ワーキングで提示した改正部分、 下線部は今回改正部分)	自主規制規則の考え方 (網掛けは第 20 回ワーキングで提示した改正部分、 下線部は今回改正部分)	備考
(情報管理の徹底) 第 8 条 協会員は、次の各号に掲げる情報（以下「重要情報」という。）について、適正に管理しなければならない。 1 アナリスト・レポートを執筆するに際し、アナリストが担当している会社及び社内の他の部門等から入手した情報、又は審査担当者がアナリスト・レポートの審査に当たり入手した情報であって次に掲げるもの イ 法人関係情報（金商業等府令第 1 条第 4 項第 14 号に規定する法人関係情報をいう。） ロ イ以外の未公表の情報であって投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすと考えられるもの	・「イ以外の未公表の情報であって投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすと考えられる」情報とは、法人関係情報に該当するか否か必ずしも明確でない情報も含む概念であるが、具体的には、次のようなものが考えられる。 イ 将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報 ロ 業績が予測どおりであること（上記イ以外のもの） ハ アナリスト・レポートの対象会社以外の会社の新商品開発・業務提携に関する情報であり、対象会社の収益見込み等に重大な影響を及ぼすと考	

自主規制規則 (網掛けは第 20 回ワーキングで提示した改正部分、 下線部は今回改正部分)	自主規制規則の考え方 (網掛けは第 20 回ワーキングで提示した改正部分、 下線部は今回改正部分)	備考
2 公表等前のアナリスト・レポートの内容等 であって投資者の投資判断に重大な影響を 及ぼすと考えられるもの	えられるもの（上記イ以外のもの） ・「<u>公表等</u>」とは、「アナリスト・レポートの内容が 多数の顧客に知りうる状態に置かれていること」を いうが、「<u>公表等</u>」の具体的な時期又はより具体的 な定義については各社で合理的と考える時期・定義 を定めるものとする。 ・次のような情報は、「<u>公表等前</u>」のアナリスト・レポ ートの内容等であって投資者の投資判断に重大な 影響を及ぼすと考えられる」情報に該当するものと 考えられる。 イ <u>アナリスト・レポートの公表等の開始（新規 のカバレッジ）</u> ロ レーティングの変更 ハ 目標株価の大幅な変更 ニ 収益予測の大幅な変更 ※<u>上記イ～ニは例示であり、イ～ニ以外の情報も投資 判断に重大な影響を及ぼすと考えられる情報があ ること、及びそれらの情報をアナリスト・レポート の公表等の前に伝達することは本条及び第 9 条に 抵触するおそれがあることに留意する必要がある と考えられる。</u>	・開示ガイドラインにあわせ、「アナリスト・レポー トの公表等の開始」を追記してはどうか。 ・イ～ニ以外の情報は重要情報には該当しないとの 誤解を生じさせないため、留意事項を追加しては どうか。

自主規制規則 (網掛けは第 20 回ワーキングで提示した改正部分、 下線部は今回改正部分)	自主規制規則の考え方 (網掛けは第 20 回ワーキングで提示した改正部分、 下線部は今回改正部分)	備考
1 (略) 2 アナリストが他の部門の業務に携わる場合 の手続き及び行為規制	・(略) ・アナリストが他の部門の業務に携わる場合の適正な 手続き及び行為規制については、社内規則等におい て定める必要がある。 ・アナリストが他の部門の業務（重要情報の授受がそ の前提となる業務に限る。）に携わる場合には、携 わる業務の範囲等を明確にしたうえで、調査部門の 長又は内部管理部門の承認を得る必要があると考 えられる。 ・アナリストが他の部門の業務に携わる場合には、次 のような行為規制を課す必要があると考えられる。 イ アナリストが当該業務において重要情報を入 手した場合、適切な管理を行う。 ロ 当該部門の役職員（会計参与が法人であるとき は、その職務を行うべき社員を含む。以下この号 において同じ。）が業務を遂行するに当たりアナ リストから入手した重要情報について、他の部門 の役職員に伝達することを禁止する。 ハ 当該業務に係る銘柄に係るアナリスト・レ ポートを執筆することを原則として一定期間制 限する。	

自主規制規則 (網掛けは第 20 回ワーキングで提示した改正部分、 下線部は今回改正部分)	自主規制規則の考え方 (網掛けは第 20 回ワーキングで提示した改正部分、 下線部は今回改正部分)	備考
3 (略)	・ <u>上記の運用については、アナリスト・レポートの執筆制限を行うことになり、結果として法人関係情報の存在を推知する情報となり得ることに留意する必要があると考えられる。</u> ・ 上記に関わらず、第 11 条の規定により禁止されている行為については、これを行うことはできないことに留意する。(第 3 号において同じ。)	・ 開示ガイドラインでは、未公表の情報の伝達から遮断するための適切な措置を講じている場合を前提としてセーフハーバーが設けられたことから、アナリスト・レポートの公表等を制限することが、法人関係情報の存在を推知させる可能性が高いことに留意し、アナリストを他の業務に携わさせることに慎重な配慮が必要なことを「考え方」に記載してはどうか。
第 9 条～第 14 条 略		
(アナリスト等の証券取引への対応) 第 15 条 協会員は、アナリスト個人の有価証券の売買等及び保有に関し、当該アナリストが担当する会社の有価証券の売買等及び保有を原則として禁止する等により、アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるよう努めなければならない。	・ 当該アナリストが担当する会社の有価証券の売買等・保有を例外的に行う場合には、以下のすべての条件等に従う必要があるものと考えられる。 - イ 調査部門の長又は内部管理部門の事前の承認を受けた後に取引を行う。 - ロ 当該銘柄のアナリスト・レポートの評価等と相反する取引は原則として行わない。 - ハ 原則として短期売買は行わない。 ・ 上記イの承認を行うに当たっては、当該アナリストの有価証券の売買等・保有が、以下の情報を利用して行われるものでないことを確認する必要がある。	

自主規制規則 (網掛けは第 20 回ワーキングで提示した改正部分、 下線部は今回改正部分)	自主規制規則の考え方 (網掛けは第 20 回ワーキングで提示した改正部分、 下線部は今回改正部分)	備考
2・3 (略)	イ 第 8 条第 1 項に規定する「重要情報」 ロ 管理部門又は法人関係部門（それぞれ、「協会 員における法人関係情報の管理態勢の整備に関 する規則」第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する 「管理部門」及び「法人関係部門」をいう。以下 同じ。）から伝達された、法人関係情報を取得し ていることを示唆する情報（示唆情報） ハ 銘柄名は伝達しないものの、業種、増資の時期、 増資の規模等の一部又は全部について伝達する ことにより法人関係情報の存在を推知し得る情 報（ノンネーム情報） （注）以下、上記ロとハの情報をあわせて「示唆情 報等」という。 ・アナリストが対象会社の有価証券を保有している場 合には、利益相反の關係に該当するものと考えられ ることから、第 6 条第 1 項に従いその旨をアナリス ト・レポートにおいて表示する必要がある。 ・第 1 項の趣旨をより厳格に徹底するのであれば、例 えば、アナリストの家族の証券取引について社内規 則を設け、指導・監督することが考えられる。 ・（略）	・『「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備 に関する規則』の考え方」にあわせ、修正しては どうか。
第 16 条～17 条 略		

○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成 11 年 4 月大蔵省金融企画局）

平成 26 年 8 月 27 日 金融庁（抜粋）

改 正 案	現 行
<u>（取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しない行為）</u> 2-12 <u>例えば次に掲げる行為は有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等には該当しないことに留意する。</u> ①～⑦ 省略 ⑧<u>金融商品取引業者等により通常の業務の過程において行われる上場会社である発行者に係るアナリスト・レポート（個別の企業の分析及び評価に関する資料であって、多数の者に対する情報の提供を目的とするものをいう。以下⑧において同じ。）の配布又は公表（当該金融商品取引業者等において、執筆を担当する者をアナリスト・レポートの対象となる企業の発行する有価証券の募集又は売出しに係る取得勧誘又は売付け勧誘等に関する未公表の情報の伝達から遮断するための適切な措置を講じている場合に限り、当該発行者に係るアナリスト・レポートの配布若しくは公表を開始する場合又はその配布若しくは公表を中断した後に再び開始する場合を除く。）</u>	<u>（第三者割当における事前調査）</u> 2-12 <u>開示府令第19 条第2 項第 1 号ㄱに規定する第三者割当を行う場合であって、割当予定先が限定され、当該割当予定先から当該第三者割当に係る有価証券が直ちに転売されるおそれが少ない場合（例えば、資本提携を行う場合、親会社の子会社株式を引き受ける場合等）に該当するときは、割当予定先を選定し、又は当該割当予定先の概況を把握することを目的とした届出前の割当予定先に対する調査、当該第三者割当の内容等に関する割当予定先との協議その他これに類する行為は有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等には該当しないことに留意する。</u>

以 上

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

平成 26 年 8 月 27 日 金融庁（抜粋）

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	●企業開示ガイドライン 2-12（取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しない行為）	
37	2-12⑧について、アナリスト・レポートの配布又は公表のうち、（1）アナリスト・レポートの配布若しくは公表を開始する場合、及び（2）中断後再開する場合が、有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しないものから除かれている。これは、（1）及び（2）はいずれも開始・再開がいつの時点であるかにかかわらず、常に取得勧誘又は売付け勧誘等に該当すると読めるが、（1）又は（2）の場合であっても取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しない枠組みを設けるべきではないか。	企業開示ガイドライン改正の趣旨は、有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しない行為を明確化することにあります。したがって、有価証券届出書等の提出前の行為が2-12のいずれにも該当しないことをもって勧誘に該当するという意味ではなく、そのような場合であっても、有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しない場合があり得ることを否定するものではありません。
38	2-12⑧は、アナリスト・レポートの対象を「上場企業である発行者」としているが、日本証券業協会「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」では、上場企業に限定せず、「個別企業の分析、評価等が記載された資料」としており、過去に社債の募集に係る有価証券届出書を提出し継続開示企業となっている発行者、又は同様に継続開示を行っているいわゆる財投機関債の発行者である非上場企業に係るレポートもアナリスト・レポートとしている。これらのアナリスト・レポートの配布又は公表についても、通常の業務の過程において行われる限り、有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しないとの理解でよい。	左記のような上場企業である発行者以外のアナリスト・レポートやインダストリー・レポートの配布又は公表は、2-12⑧には該当しないものと考えられます。もっとも、2-18⑧は勧誘に該当しない典型的なケースを例示として記載したものであり、上記のとおり、2-12のいずれにも該当しない行為であっても、有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しない場合があり得ることを否定するものではありません。左記のような上場企業である発行者以外のアナリスト・レポートやインダストリー・レポートの配布又は公表は、2-12⑧と実質的に同等の状況で行われている限り、有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しないものと考えられます。
39	2-12⑧は、アナリスト・レポートについて「発行者に係るアナリスト・レポート」であり「個別の企業の分析及び評価に関する資料」としているが、いわゆるインダストリー・レポート（同一業界の複数の企業の分析、評価等が記載されたもの）についても、2-12⑧のアナリスト・レポートに含まれるという理解でよい。	
40	2-12⑧においては、「当該金融商品取引業者等において、執筆を担当する者をアナリスト・レポートの対象となる企業の発行する有価証券の取	ご指摘を踏まえ、「当該金融商品取引業者等において、執筆を担当する者をアナリスト・レポートの対象となる企業の発行す

得勧誘又は売付け勧誘等に関する未公表の情報の伝達から遮断するための適切な措置を講じている場合に限」る旨が定められている。ここでの情報遮断措置は、投資銀行部門とリサーチ部門との間における情報遮断措置を求めていると思われるが、「売付け勧誘等」は、有価証券の募集又は売出しに限らず、いわゆるセカンダリービジネスにおける有価証券の勧誘行為をも広く含む概念でもあり、文言上、情報遮断措置が必要となる範囲が投資銀行部門との間のみならず、セールス&トレーディング部門との間にも要求されるようにも読めるおそれがある。そこで、当該文言を、「当該金融商品取引業者等において、執筆を担当する者をアナリスト・レポートの対象となる企業の発行する有価証券の募集又は売出しに係る取得勧誘又は売付け勧誘等に関する未公表の情報の伝達から遮断するための適切な措置を講じている場合に限」ると変更していただきたい。 また、かかる変更が行われない場合であっても、上記の「有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等に関する未公表の情報」とは、有価証券の募集又は売出しに係る勧誘行為に関する未公表の情報を意味しているという理解でよい。	る有価証券の募集又は売出しに係る取得勧誘又は売付け勧誘等に関する未公表の情報の伝達から遮断するための適切な措置を講じている場合に限り」に修正します。
--	---

以 上

「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」に関する考え方

平成 25 年 7 月 1 日

自主規制規則	自主規制規則の考え方
(目的) 第 1 条 この規則は、アナリスト・レポートの取扱い等に関し、協会員（特別会員にあっては、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 33 条第 2 項第 3 号ハ又は同項第 4 号ロに掲げる行為（以下「金融商品仲介行為」という。）を行う特別会員に限るものとし、当該特別会員のアナリスト・レポートが金融商品仲介行為に関するものに限る。）が遵守すべき事項を定めることにより、アナリスト・レポートの作成、使用等に係る業務が適正かつ公正に遂行されることを図り、もって、投資者に対する適正かつ有効な情報提供及びアナリストの資質の向上に資することを目的とする。	
(定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 アナリスト・レポート 多数の投資者に対する情報提供を目的とした資料で、個別企業の分析、評価等が記載された資料をいう。	・以下のものは、規則に規定する「アナリスト・レポート」に該当しないものと整理することができる。 - イ いわゆるタームシート - ロ 市場の紹介のみが記載された資料 - ハ 商品・取引の仕組み説明のための資料 - ニ 過去の事実のみが記載された資料 - ホ チャートに対するコメントのみが記載された資料 - ヘ いわゆる「エコノミスト」「ストラテジスト」のレポートのうち個別企業の分析、評価等が記載されていない資料 - ト 既に発表されたアナリスト・レポートを要約・編集した資料 ・個別企業のクレジットに関するレポートは「アナリスト・レポート」に該当する。 ・「多数の投資者に対する情報提供を目的とした資料」

自主規制規則	自主規制規則の考え方
2 アナリスト 協会員の役職員であってアナリスト・レポートを執筆する者をいう。 3 外部アナリスト 当該協会員の役職員以外の者であってアナリスト・レポートを執筆する者をいう。 4 調査部門 アナリスト・レポートの作成を行う協会員における部門をいう。	の「多数」とは、具体的な人数基準をもって判断されるものではなく、投資者に対し広く利用可能となっているものであれば、実際に配布した人数に関わらず「多数の投資者に対する情報提供を目的とした資料」であると考えられる。また、当初は特定の投資者向けに作成した資料であっても、その後、広く利用されることが想定される場合には、「多数の投資者に対する情報提供を目的とした資料」に該当するものと考えられる。 ・アナリスト・レポートに該当するか否かは、その内容等により判断すべきものであり、配布の形態（紙媒体による配布、電子メール・ホームページによる配布）により判断されるものではない。なお、アナリスト・レポートに該当するか否か判断に迷うケースにおいて、該当しないと判断した場合は、その根拠について明らかにしておくことが望ましい。 ・各社において、アナリスト・レポートの範囲を規則の定義より広く捉え、当該資料について規則に基づき取り扱うことは差し支えないものとする。 ・「作成」には、執筆以外に編集、翻訳が含まれる。
（社内管理体制の整備） 第 3 条 協会員は、アナリスト・レポートの社内審査及び保管、情報の管理、アナリストの意見の独立性の確保並びにアナリストの証券取引等に関し、社内規則を制定する等社内管理体制を整備し、アナリスト・レポートの作成、使用等に係る業務が適正かつ公正に遂行されるよう努めなければならない。	・社内規則等の明文化された社内のルールを制定する必要がある。なお、一の社内規則においてすべての事項を定める必要はなく、既存の社内規則において必要な事項が盛り込まれている場合には、当該社内規則によりその一部を代用すること又は当該社内規則を参照する旨規定することも差し支えないと考える。
（社内審査） 第 4 条 協会員は、アナリスト・レポートに関す	・各社において策定する指針の項目及び審査担当者の

自主規制規則	自主規制規則の考え方
る指針を策定する等により、アナリスト・レポートの表示内容及び評価が適正かつ合理的なものとなるよう努めなければならない。 2 協会員は、アナリスト・レポートを使用しようとするときは、アナリスト・レポートの審査を行う担当者（以下「審査担当者」という。）を定め、審査させなければならない。 3 審査担当者は、アナリスト・レポートの審査を行うに当たっては、特に次の各号に留意しなければな	審査項目として考えられる項目は、広告等の表示及び景品類の提供に関する規則（以下「広告等規則」という。）第4条第1項に規定する禁止行為に加え、次のとおりである。 イ 誇大又は煽動的な表示、恣意的又は過度に主観的な表示等の禁止 ロ 断定的な表示の禁止 ハ 虚偽表示の禁止 ニ 法人関係情報及び将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報（現時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報（例えば、具体的方法の決定には至っていないが、一定の時期や規模が想定される資本調達ニーズに関する情報等）として協会員において管理している情報をいう。以下同じ。）の提供の禁止 ホ 有価証券届出書の届出前の勧誘の禁止 ヘ 評価、業績、新技術、新製品等の予測についての根拠の表示 ト 目標株価についての根拠及び達成の予想期間の表示 チ データ、統計等の出所の表示 リ アナリスト・レポートの内容と引用している株価、データ、統計等の適切性の確認 ヌ アナリストの意見と事実の明確な区別 ル 適切な担保文言（ディスクレーマー）の記載 ヲ レーティングの定義の記載 ・審査担当者は、広告等規則に規定する広告審査担当者である必要はない。また、必ずしも調査部門と独立した組織に置く必要はない。 ・アナリスト・レポートの「使用」には、外部アナリストが執筆したアナリスト・レポートについて、当該協会員のホームページから当該外部アナリストが所属している会社等のホームページの画面にリンクを張る場合（アナリスト・レポートを閲覧できる旨が表示されているときに限る。）も含まれる。（以下同じ。）

自主規制規則	自主規制規則の考え方
らない。 1 「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」第4条第1項に規定する禁止行為に該当するものでないこと。 2 アナリスト・レポートにおける表示内容及び評価が、社内の指針等に照らし、適正かつ合理的なものであること。 3 レーティング又は目標株価が記載されている場合には、レーティングの定義並びに目標株価についての根拠及び達成の予想期間が明確に表示されていること。 4 協会員は、一のアナリスト・レポートについて複数の審査担当者に分担して審査させることができるものとする。 5 外部アナリストが作成するアナリスト・レポートを当該外部アナリストが所属する会社（外国会社を含む。以下同じ。）との契約等に基づき使用する場合、当該会社において、上記と同様の審査が行われていることが明らかなきときは、当該会社が行った審査をもって、当該アナリスト・レポートを使用する協会員が審査を行ったものとみなすことができる。	・過去に発表したアナリスト・レポートから目標株価の変更が行われておらず、目標株価の変更がない旨又は目標株価の根拠については過去に発表したアナリスト・レポートを参照する旨がアナリスト・レポートにおいて表示されている場合には、必ずしも当該アナリスト・レポートにおいて目標株価の根拠を表示する必要はないものとする。 ・外部アナリストが作成するアナリスト・レポートを当該外部アナリストが所属する会社との契約等に基づき使用する場合、使用する協会員において、当該会社が作成するアナリスト・レポートについて個別に審査の有無を確認する必要は必ずしもないものとする。
（アナリスト・レポートの保管） 第5条 協会員は、公表したアナリスト・レポート及び当該アナリスト・レポートに係る社内審査を行った旨の記録を公表した日から3年間保管しなければならない。	・保管の方法は、書面その他、電磁的方法によることも可能である。 ・「社内審査を行った旨の記録」とは、審査済みである旨及び社内審査を行った日を記録することが考えられる。
（利益相反についての表示等） 第6条 協会員は、アナリスト・レポートを作成する（翻訳する場合を除く。）に当たっては、協会員又は当該アナリスト・レポートの作成者であるアナリストが当該アナリスト・レポートの対象会社と重	・「当該アナリスト・レポートの対象会社」とは、当該アナリスト・レポートにおいて、分析、評価等の対象となっている有価証券を発行している会社をいう。

自主規制規則	自主規制規則の考え方
大な利益相反の関係にある場合には、その内容を当該アナリスト・レポートにおいて明確に表示しなければならない。	・「利益相反の関係にある」とは、アナリストが対象会社の分析、評価等を行うに際し、アナリストの意見の独立性に影響を与えうる状態が発生する可能性が高いと考えられる関係又は状況をいう。 ・次のような場合には、協会員が対象会社と重大な利益相反の関係にある場合に該当するものと考えられる。 - イ 協会員と対象会社が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条に規定する親会社、子会社、関連会社又は関係会社の関係にある。 - ロ 協会の役員（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号において同じ。）が対象会社の役員となっている。 - ハ 協会員が対象会社の株式等を5%超保有している。（株式に係るアナリスト・レポートに限って差し支えない。） ・上記イ、ロ又はハの重大な利益相反の関係の内容については、アナリスト・レポートにおける表示に代えて、ホームページにおいて閲覧に供することができる。この場合には、ホームページにおいて閲覧に供している旨、ホームページのアドレス及び連絡先（ホームページを閲覧できる環境にない顧客を想定し、当該内容について回答できる連絡先（窓口を含む。））をアナリスト・レポートに表示する。 ・上記ロ又はハにおいて、重大な利益相反の関係にあるか否かの確認は、定期的に行うことで差し支えないと考えられる。 ・上記ハに係る表示内容としては、次のいずれかの内容が考えられる。 - イ 対象会社について金商法第27条の23に規定する大量保有報告書を提出している旨を表示する。 - ロ 対象会社の株式等を5%超（又は5%以下の割合）保有している旨及び保有割合の計算の根拠又は基準等を表示する。 ・上記において、5%以下の割合（例えば、1%）を基準として、重大な利益相反の開示に係る表示を行うことは差し支えないと考えられる。また、保有割合を計算するに当たっての基準については、各社において合理的であると考えられる基準を制定し、当

自主規制規則	自主規制規則の考え方
2 会員は、自社が株券（優先出資証券（金商法第2条第1項第7号に規定する有価証券をいう。）、外国株預託証券（金商法第2条第1項第20号に規定する有価証券等のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する証券をいう。）及び外国株信託受益証券（金融商品取引法施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が外国株券（金商法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第9号に掲げる株券の性質を有するものをいう。）であるものをいう。）を含む。以下同じ。）、新株予約権証券（金商法第2条第1項第9号に規定する有価証券をいう。）又は新株予約権付社債券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に関し主幹事会社（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第147条第3号に規定する主幹事会社をいう。以下同じ。）となり、当該募集若しくは売出し	該基準に従うことで差し支えないと考えられる。 ・ 次のような場合には、アナリストが対象会社と重大な利益相反の関係にある場合に該当するものと考えられる。 - イ アナリストが対象会社の職員、顧問となっている。 - ロ アナリストの家族（生計を一にする家族又は同居している家族をいう。以下同じ。）が対象会社の役員となっている。 - ハ アナリストが対象会社の有価証券を保有している。 - ニ アナリストの家族が対象会社の有価証券を保有している。 （注）上記ニにおいて、アナリストが家族の当該有価証券の投資に関与している場合又はアナリストが家族の当該有価証券の保有を把握している場合のみを開示の対象とすることの利益相反管理について社内規則等が整備されているときは、これらの場合以外の家族による当該有価証券の保有については「重大な利益相反の関係にある場合」に該当しないこととすることができる。 ・ 自社が主幹事となった旨については、アナリスト・レポートにおける表示に代えて、ホームページにおいて閲覧に供することができる。この場合には、ホームページにおいて閲覧に供している旨、ホームページのアドレス及び連絡先（ホームページを閲覧できる環境にない顧客を想定し、当該内容について回答できる連絡先（窓口を含む。））をアナリスト・レポートに表示する。

自主規制規則	自主規制規則の考え方
に係る有価証券届出書、発行登録追補書類若しくは有価証券通知書（以下「有価証券届出書等」という。）の提出日又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券情報（金商法第 27 条の 31 に規定する特定証券情報をいう。以下同じ。）の提供若しくは公表が行われた日から 1 年間を経過するまでの間に当該会社の株式に係るアナリスト・レポートを発表する場合には、主幹事会社となった旨を当該アナリスト・レポートにおいて表示しなければならない。 3 会員は、自社が株券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（取引所金融商品市場への上場に伴うものに限る。ただし、既に他の取引所金融商品市場に株券が上場されている場合を除く。）に関し主幹事会社となり、当該募集若しくは売出しに係る有価証券届出書等の提出日又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券情報の提供若しくは公表が行われた日以後、上場日から起算して 10 営業日を経過するまでの間に当該会社の株券に係るアナリスト・レポートを発表する場合には、当該アナリスト・レポートにおいてレーティング及び目標株価を表示してはならない。 4 協会員は、アナリストが役員（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）となっている会社のアナリスト・レポートを当該アナリストに執筆させてはならない。	・第 3 項に該当する場合にも、第 2 項の規定に基づき、主幹事となった旨をアナリスト・レポートにおいて表示しなければならない。 ・上場日から起算して 10 営業日目の日の翌日（その日が休日に当たる場合を含む。）に発表するアナリスト・レポートについては、レーティング又は目標株価を表示することができる。
（外部アナリスト執筆のアナリスト・レポートの使用） 第 7 条 協会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを当該外部アナリストが所属する会社又は当該外部アナリストとの契約等に基づき使用する場合には、当該外部アナリストと当該アナリスト・レポートの対象会社との重大な利益相反の関係について、その内容を当該アナリスト・レポートにおいて明確に表示するための措置を講じなければならない。ただし、当該協会員が、その内容を	・外部アナリストと対象会社との重大な利益相反の関係にある場合としては、第 6 条第 1 項に定める「アナリストと対象会社との重大な利益相反の関係の場合」と同様の場合が考えられる。 ・「その内容を当該アナリスト・レポートにおいて明確に表示するための措置」としては、次のいずれかが考えられる。 イ 当該内容をアナリスト・レポートに明確に表示

自主規制規則	自主規制規則の考え方
顧客に通知する（書面又はその他の方法によるものとし、口頭による方法を除く。以下次項及び第3項において同じ。）場合は、この限りでない。 2 協会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを使用する場合には、次の各号に掲げる事項を顧客に通知しなければならない。ただし、当該アナリスト・レポートに当該各号に掲げる事項が表示されている場合は、この限りでない。 1 当該協会員が、当該アナリスト・レポートの作成につき、対価を支払っている又は支払うべき約束をしている場合は、その旨 2 当該協会員が、対象会社を指定して当該アナリスト・レポートの作成を依頼した場合は、その旨	する旨を契約等に盛り込む。 ロ 当該外部アナリストが所属する会社の社内規則等において、当該内容をアナリスト・レポートに明確に表示する旨の定めがあることを確認する。 ハ 当該アナリスト・レポートが外国の法令・諸規則に則して作成されている場合には、当該法令・諸規則において利益相反の表示に関し同様の規制が存在することを確認する。 ・通知の方法としては、次のいずれかの方法が考えられる。（第2項及び第3項において同じ。） イ 当該アナリスト・レポートを顧客に交付する際の添書に当該事項を表示する。 ロ 当該アナリスト・レポートが表示される前に当該事項を自社のホームページに表示する（ホームページにおいてアナリスト・レポートを閲覧に供する場合）。 ・次のような場合は、「当該アナリスト・レポートの作成につき、対価を支払っている又は支払うべき約束をしている場合」に該当しないものと考えられる。 イ 作成済みのアナリスト・レポートの使用に関し対価を支払った場合 ロ グループ内企業が作成したアナリスト・レポートにつき、当該アナリスト・レポートの作成に係る対価の支払いが行われていない場合（当該グループ内企業における課税所得等の計算においてアナリスト・レポートの作成に係る費用が考慮されている場合を含む。） ・次のような場合は、「対象会社を指定して当該アナリスト・レポートの作成を依頼した場合」に該当するものと考えられる。 イ 当該協会員が幹事会社となった会社のアナリスト・レポートの作成を依頼した場合

自主規制規則	自主規制規則の考え方
3 協会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを使用するに当たり前項第1号又は第2号に規定する場合に該当するときは、次の各号に掲げる事項（特別会員にあっては第1号に限る。）を顧客に通知しなければならない。ただし、当該アナリスト・レポートに当該事項が表示されている場合は、この限りでない。 1 協会員が当該アナリスト・レポートの対象会社と重大な利益相反の関係にある場合は、その内容 2 会員が、第6条第2項に規定する場合に該当する場合は、主幹事会社となった旨 4 会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを使用するに当たり第2項第1号又は第2号に規定する場合に該当し、かつ、第6条第3項に規定する場合に該当するときは、当該アナリスト・レポートにおいてレーティング及び目標株価が表示されていないことを確認のうえアナリスト・レポートを使用しなければならない。	ロ 実質的に対象会社を指定するのと同様（自動車業界で資本金の上位〇社等）と考えられる方法で作成を依頼した場合 ・ 次のような場合は、「対象会社を指定して当該アナリスト・レポートの作成を依頼した場合」に該当しないものと考えられる。 イ 上場市場、業種により限定される会社群のアナリスト・レポートの作成を依頼した場合 ロ 外部アナリストの主観により限定される会社群（外部アナリストが円高メリットがあると考えられる会社〇社等）のアナリスト・レポートの作成を依頼した場合 ・ 「協会員が当該アナリスト・レポートの対象会社との重大な利益相反の関係にある場合」の考え方は、第6条第1項に同じ。
（情報管理の徹底） 第8条 協会員は、次の各号に掲げる情報（以下「重要情報」という。）について、適正に管理しなければならない。 1 アナリスト・レポートを執筆するに際し、アナリストが担当している会社及び社内の他の	

自主規制規則	自主規制規則の考え方
部門等から入手した情報、又は審査担当者がアナリスト・レポートの審査に当たり入手した情報であって次に掲げるもの イ 法人関係情報（金商業等府令第1条第4項第14号に規定する法人関係情報をいう。） ロ イ以外の未公表の情報であって投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすと考えられるもの 2 発表前のアナリスト・レポートの内容等であって投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすと考えられるもの 2 前項の規定により重要情報の管理体制を整備するに当たっては、特に、次に掲げる事項に留意しなければならない。 1 重要情報の管理方法	・「イ以外の未公表の情報であって投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすと考えられる」情報とは、法人関係情報に該当するか否か必ずしも明確でない情報も含む概念であるが、具体的には、次のようなものが考えられる。 - イ 将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報 - ロ 業績が予測どおりであること（上記イ以外のもの） - ハ アナリスト・レポートの対象会社以外の会社の新商品開発・業務提携に関する情報であり、対象会社の収益見込み等に重大な影響を及ぼすと考えられるもの（上記イ以外のもの） ・「発表」とは、「アナリスト・レポートの内容が多数の顧客に知りうる状態に置かれていること」をいうが、「発表」の具体的な時期又はより具体的な定義については各社で合理的と考える時期・定義を定めるものとする。 ・次のような情報は、「発表前のアナリスト・レポートの内容等であって投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすと考えられる」情報に該当するものと考えられる。 - イ 新規のカバレッジ - ロ レーティングの変更 - ハ 目標株価の大幅な変更 - ニ 収益予測の大幅な変更 ・重要情報については、次のような方法で管理する必要があると考えられる。 - イ 重要情報に係る資料について、物理的に他の部門から隔離する又は施錠可能なキャビネットに収納する等の方法により管理する。

自主規制規則	自主規制規則の考え方
2 アナリストが他の部門の業務に携わる場合の 手続き及び行為規制 3 調査部門から他の部門に重要情報を伝達する 場合の 手続き及び行為規制	ロ コンピュータ上において管理・保存されている重要情報について、他の部門の者に対しアクセス制限をかける。 ・アナリストが他の部門の業務に携わる場合の適正な手続き及び行為規制については、社内規則等において定める必要がある。 ・アナリストが他の部門の業務（重要情報の授受がその前提となる業務に限る。）に携わる場合には、携わる業務の範囲等を明確にしたうえで、調査部門の長又は内部管理部門の承認を得る必要があると考えられる。 ・アナリストが他の部門の業務に携わる場合には、次のような行為規制を課す必要があると考えられる。 イ アナリストが当該業務において重要情報を入力した場合、適切な管理を行う。 ロ 当該部門の役職員（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号において同じ。）が業務を遂行するに当たりアナリストから入手した重要情報について、他の部門の役職員に伝達することを禁止する。 ハ 当該業務に係る銘柄に係るアナリスト・レポートを執筆することを原則として一定期間制限する。 ・上記に関わらず、第 11 条の規定により禁止されている行為については、これを行うことはできないことに留意する。（第 3 号において同じ。） ・調査部門から他の部門に重要情報を伝達する場合の適正な手続き及び行為規制については、社内規則等において定める必要がある。 ・調査部門から他の部門に重要情報を伝達する場合の 手続きの参考例としては、次のようなものが考えられる。 イ 伝達する重要情報の範囲・伝達する者を明らかにしたうえで、調査部門の長又は内部管理部門の承認を得る。 ロ 重要情報の伝達の必要がある場合には、その方法、範囲について必ず内部管理部門の指示に従う。 ハ 内部管理部門の者が同席した場において又は

自主規制規則	自主規制規則の考え方
	内部管理部門から重要情報の伝達を行う。 ・調査部門から他の部門に重要情報を伝達する場合には、次のような行為規制を課す必要があると考えられる。 - イ 伝達された重要情報について、適切な管理を行う。 - ロ 伝達された重要情報を他の役職員に伝達することを原則禁止する。 - ハ 伝達する目的を事実関係又は利益相反の有無の確認に限定する。又は、伝達する重要情報の範囲を客観的なデータ等に限定する。 - ニ 他の部門の役職員が、伝達された重要情報を基にアナリストに対し不当な干渉を行うことを禁止する。 ・第3号の規定は、審査担当者が審査を行うに当たり必要とされる情報を当該審査担当者に伝達することを妨げるものではない。
(重要情報の適正な利用) 第9条 協会員は、協会員の行う自己取引について、重要情報を利用して取引が行われることのないよう適正に管理しなければならない。また、協会員は、自社の役職員が、重要情報を利用して、一部の顧客への勧誘等を行うことのないよう指導及び監督しなければならない。 2 協会員は、発表直後のアナリスト・レポートの内容を利用して行う協会員の自己取引について、協会員の自己の利益が顧客の利益に優先することのないよう努めなければならない。	・第1項及び第2項は、重要情報の管理を補完する規定であり、協会員において、役職員が重要情報を利用して自己取引等を行うことのないよう適正な管理・指導を求めるものである。したがって、協会員が、当該銘柄について自己取引を行うこと又は一部の顧客に勧誘することを一律に禁止するものではない。 ・第1項及び第2項の趣旨をより厳格に徹底するための方策の参考例としては、次のようなものが考えられる。 - イ 事後的にアナリスト・レポートの発表前後の当該銘柄に係る自己取引・委託取引の状況をモニタリングする。 - ロ 朝の会議等において、発表前のアナリスト・レポートの内容について重要な発言がなされた場合には、一定時間を経過するまで、当該銘柄に係る自己取引を制限する。 - ハ レーティングの変更等のアナリストの意見に関し重要な変更が行われた場合には、一定時間を

自主規制規則	自主規制規則の考え方
	経過するまで、当該銘柄に係る自己取引を制限する。 なお、自己取引を制限する場合であっても、顧客の注文に応じて受動的に行う取引、バスケット取引・プログラム取引・ヘッジ取引等の個別の銘柄に関する情報に基づかない取引については、制限から除外して差し支えないものとする。
(アナリストの意見の独立性の確保等) 第 10 条 協会員は、アナリストの意見の独立性を確保する観点から、適切な組織体制及び報酬体系を整備しなければならない。 2 協会員は、アナリストがアナリスト・レポートを執筆するに当たり、協会員の引受部門、投資銀行部門、法人部門、営業部門等からの不当な干渉及び介入を受ける等、アナリストの意見の独立性が阻害されることのないよう指導及び監督しなければならない。 3 協会員は、アナリストが特定の顧客の利益を考慮	・次のような組織体制及び報酬体系は、アナリストの意見の独立性の確保の観点から問題があると考えられる。 - イ アナリストが引受部門又は投資銀行部門に所属していること - ロ アナリストの報酬を引受部門又は投資銀行部門の特定の案件と連動させていること - ハ アナリストの報酬の決定に引受部門又は投資銀行部門の者が直接関与すること ・アナリストの報酬の一部が引受部門又は投資銀行部門の特定の案件の手数料の〇%相当額というように決定されている場合には、上記ロの「引受部門又は投資銀行部門の特定の案件と連動」しているものと考えられる。 ・発表前のアナリスト・レポートを調査部門から引受部門、投資銀行部門、法人部門、営業部門等に通知することは、不当な干渉及び介入の温床となるおそれがあるものとする。 ・第 2 項の規定は、例えば、審査担当者又は内部管理部門の者を通じて引受部門等に確認したところ、引受部門等が、アナリスト・レポートにおいて客観的に不正確な記述、法人関係情報、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報若しくは利益相反等の存在又はそれに関連するような記述を発見したため、法令遵守のためにそれらの表現の修正又はさらに詳細なデータの掲載を審査担当者又は内部管理部門の者を通じて当該アナリストに求めることを妨げるものではない。

自主規制規則	自主規制規則の考え方
して、自らの独立した意見と異なる内容の表示を行うことのしないよう指導及び監督しなければならない。	
(引受部門及び投資銀行部門の業務への関与の禁止) 第 11 条 協会員は、引受部門及び投資銀行部門からのアナリストの独立性の確保に十分に留意するものとし、当該協会員の役職員が次の各号に掲げる行為及びこれに類する行為を行うことのしないようにしなければならない。 1 アナリストが、引受部門又は投資銀行部門の業務に関して行う企業等への提案活動に関与すること。	・「これに類する行為を行う」とは、調査部門の役職員であってアナリスト・レポートの執筆に影響を与えうる者が、アナリストが行ってはならない行為を行うことが含まれる。 ・「企業等」の考え方は次のとおりである。 - イ 国又は地方公共団体（外国政府又は外国の地方公共団体を含む。）及び国際機関については、原則として、企業等には該当しないが、国又は地方公共団体が株式の売出しにつき売出人となっている場合には企業等に該当する。 - ロ 財投機関債及び政府保証債の発行体（上記イに該当する場合を除く。）については、企業等に該当する。 ・「提案活動」とは、引受部門又は投資銀行部門の業務又は取引を獲得するための活動をいう。 ・アナリストの提案活動への関与として考えられる行為は、次のとおりである。 - イ アナリストが、引受部門又は投資銀行部門の業務に関する会議等に次に掲げる二者と同時に出席すること - i 引受部門又は投資銀行部門の業務に従事する役職員 - ii 引受部門又は投資銀行部門の顧客（見込み顧客を含む。） - ロ アナリストが、引受部門又は投資銀行部門のために企業等に対して提案活動を行うこと - ハ アナリストが、引受部門又は投資銀行部門が行う提案活動の資料作成（共同資料作成を含む。以下同じ。）を行うこと - ニ 上記イからハと実質的に同等と考えられる行為を行うこと

自主規制規則	自主規制規則の考え方
2 引受部門又は投資銀行部門の業務に従事する役職員が、当該部門の業務に関して行う企業等への提案活動にアナリスト又は外部アナリストを関与させようとする事又は関与させる事。 3 アナリストが、企業等又は当該協会員が行う投資家への説明会等（引受部門若しくは投資銀行部門の業務又は取引に関し企業等が行うもの及び引受部門又は投資銀行部門がその開催に関与するものに限る。以下同じ。）に関与すること。 4 引受部門又は投資銀行部門の業務に従事する役職員が、企業等又は当該協会員が行う投資家への説明会等にアナリスト又は外部アナリストを関与させようとする事又は関与させる事。	・アナリストの説明会等への関与として考えられる行為は、次のとおりである。 - イ アナリストが、説明会等において説明を行うこと - ロ アナリストが、説明会等において司会を行うこと - ハ アナリストが、説明会等の資料作成を行うこと - ニ 上記イからハと実質的に同等と考えられる行為を行うこと ・引受部門又は投資銀行部門がその開催に関与する説明会等とは、引受部門又は投資銀行部門が主催する又は主として開催の準備・調整を行う説明会等をいう。
（顧客への約束等の禁止等） 第 12 条 協会員は、引受部門、投資銀行部門、法人部門、営業部門等の役職員が、当該部門の顧客又は見込み顧客に対し、当該顧客に関するアナリスト・レポートを作成すること及び当該顧客に関するアナリスト・レポートにおいて一定の表示又は評価を行うことを約束し又は申し出ることのないよう指導及び監督しなければならない。	・「当該顧客に関するアナリスト・レポートを作成することの約束又は申し出」には、特定のアナリストを指定し、当該アナリストが当該顧客に関するアナリスト・レポートを作成することを約束する又は申し出ること該当する。
（対象会社に対する事前通知の禁止） 第 13 条 協会員は、アナリスト・レポートの対象会社に対し、発表前のアナリスト・レポートを通知してはならない。	・発表前のアナリスト・レポートには、アナリスト・レポートの本文に加え、レーティング、目標株価等も含まれる。 ・発表前のアナリスト・レポートに記載されている内容について、対象会社に対し事実関係の確認を行うことは問題ないものと考えられる。ただし、事実関

自主規制規則	自主規制規則の考え方
	係の確認を行うに際し発表前のアナリスト・レポートの一部を対象会社に提出する場合には、その範囲を事実関係の確認のために必要とされる範囲に限定するとともに審査担当者又は内部管理部門の者の承認を経て確認を行う等の適正な社内管理の下に行う必要がある。
(アナリストの資質の向上) 第 14 条 協会員は、アナリストに対する法令遵守の徹底を図るとともに、アナリスト・レポートの内容等を事後的に検証及び評価する等アナリストの資質の向上に努めなければならない。	・アナリストの資質の向上のための方策の参考例としては、次のようなものが考えられる。 - イ レーティング、目標株価の重要な変更等について社内委員会において事前の検証を行う。 - ロ レーティング、目標株価等について社内委員会において事後の検証を行う。 - ハ 社内研修を行う。 - ニ アナリストに対する適切な人事考課を整備する。
(アナリスト等の証券取引への対応) 第 15 条 協会員は、アナリスト個人の有価証券の売買等及び保有に関し、当該アナリストが担当する会社の有価証券の売買等及び保有を原則として禁止する等により、アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるよう努めなければならない。	・当該アナリストが担当する会社の有価証券の売買等・保有を例外的に行う場合には、以下のすべての条件等に従う必要があるものと考えられる。 - イ 調査部門の長又は内部管理部門の事前の承認を受けた後に取引を行う。 - ロ 当該銘柄のアナリスト・レポートの評価等と相反する取引は原則として行わない。 - ハ 原則として短期売買は行わない。 ・上記イの承認を行うに当たっては、当該アナリストの有価証券の売買等・保有が、以下の情報を利用して行われるものでないことを確認する必要がある。 - イ 第 8 条第 1 項に規定する「重要情報」 - ロ 管理部門又は法人関係部門（それぞれ、「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する「管理部門」及び「法人関係部門」をいう。以下同じ。）から伝達された、法人関係情報を取得していることを示唆する情報 - ハ 銘柄名は伝達しないものの、業種、増資の時期、

自主規制規則	自主規制規則の考え方
2 協会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを当該外部アナリストが所属する会社又は当該外部アナリストとの契約等に基づき使用する場合には、当該外部アナリスト個人の有価証券の売買等及び保有に関し、当該外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることを確認しなければならない。 3 協会員は、協会員の役職員（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）が、アナリスト・レポートの作成又は審査に当たり入手した重要情報を利用して役職員個人の有価証券の売買等を行わないよう努めなければな	増資の規模等の一部又は全部について伝達することにより法人関係情報の存在を推知し得る情報 （注）以下、上記ロとハの情報をあわせて「示唆情報等」という。 ・アナリストが対象会社の有価証券を保有している場合には、利益相反の關係に該当するものと考えられることから、第6条第1項に従いその旨をアナリスト・レポートにおいて表示する必要がある。 ・第1項の趣旨をより厳格に徹底するのであれば、例えば、アナリストの家族の証券取引について社内規則を設け、指導・監督することが考えられる。 ・「外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることを確認する」方法としては、次のいずれかの事項について措置が講じられていることを契約等により確認すること、又は当該外部アナリストが所属する会社の社内規則等若しくは当該外部アナリストが服する法令・諸規則において次のいずれかの事項が定められていることを確認することが考えられる。 - イ 当該外部アナリストが担当する会社の有価証券の売買等・保有が原則として禁止されていること。 - ロ 当該外部アナリストが担当する会社の有価証券の売買等・保有を行う場合には、以下の条件等に従うこと。 - i 当該外部アナリストが所属する会社の内部管理部門等の事前の承認を受けた後に取引を行う。又は、当該外部アナリストが担当する会社の有価証券の売買等・保有を行った場合には、契約等している協会員に報告する。 - ii 対象会社の有価証券を保有している場合には、第7条第1項に規定する措置に従い、その旨をアナリスト・レポートにおいて表示する。 ・第3項の規定の趣旨をより厳格に徹底するための方策の参考例としては、次のようなものが考えられる。 - イ レーティングの変更等のアナリストの意見に関し重要な変更が行われた場合には、事後的に当

自主規制規則	自主規制規則の考え方
らない。	該銘柄に係る取引の状況をモニタリングする。 ロ 朝の会議等において、発表前のアナリスト・レポートについて重要な発言がなされた場合には、一定時間を経過するまで、当該銘柄に係る取引を制限する。 ハ 重要情報に加え、示唆情報等を利用した有価証券の売買等を禁止する。
（規則によらないアナリスト・レポートの使用） 第 16 条 協会員は、アナリスト・レポートの使用に当たり、やむを得ない特別の事由が存在し、この規則の定めによることが困難である場合には、あらかじめ本協会に書面によりその旨及び事由を届け出て、本協会の承認を得なければならない。 2 協会員は、前項の承認を得てアナリスト・レポートを使用する場合には、当該アナリスト・レポートが本協会の規則の定めによるものでない旨を表示（口頭による表示を除く。）して、これを行わなければならない。	・本協会の承認も書面により行うものとする。 ・本協会は、届け出た協会員の同意を得て、当該協会員の届出内容及び承認を行った旨を他の協会員に対し周知することができるものとする。
（規則の考え方） 第 17 条 この規則の解釈等に関し必要な事項は、本協会が別に定める『「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」の考え方』において定めるものとする。	

社内規程モデル「法人関係情報管理規程」（別表）の見直しについて（案）

平成 26 年 9 月 10 日

I. 上場会社等（上場投資法人等を除く。）に係る重要情報

1. 決定事実

	社内規程モデル	必要	不要	その他	検討の方向性
1	子会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得 その他子会社等の異動を伴う事項	5 社	5 社	2 社	「子会社等」とした場合、重要でない関連会社の異動についても管理の必要性が生じる一方、重要な関連会社の異動の場合、バスケット条項の対象となることに気づくことができるかという問題がある。関連会社の異動をすべて管理対象とするか、バスケット条項とするかについて意見が分かれているので、ワーキングにおいて議論していただきたい。
2	防戦買いの要請	4 社	6 社	2 社	意見表明を TOB 情報と別個に管理すべきか否かについて意見が分かれている。「TOB に対する意見表明」を別表に追加しなかった場合に問題が生じるおそれがあるかどうか、ワーキングにおいて議論していただきたい。

2. 発生事実

	社内規程モデル	必要	不要	その他	検討の方向性
3	主要株主の異動	3 社	8 社	1 社	「筆頭株主の異動」が投資判断に影響を及ぼすのは、他の法人関係情報が絡んだ場合であるため、当該事象単独で別表に追加する必要性は乏しいと考える。
4	親会社の異動	3 社	5 社	4 社	金商法で規定されていない実質親会社の異動という事実のみをもって法人関係情報として管理すべきか意見が分かれているので、他の重要情報やバスケット条項でカバーできるか否かについてワーキングにおいて議論していただきたい。
5	親会社に係る破産手続開始の申立て等	3 社	6 社	3 社	「親会社の異動」と検討ポイントはほぼ同一であり、一体で考える。
6	債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは 弁済	1 社	8 社	3 社	東証有価証券上場規程においても、単純な返済期限の延長ではなく、「債務の免除に準ずるもの」として、当該事項は「債務の免除」及びバスケット条項でカバーすると考えられることから、変更は不要と考える。

3. 決算情報

	社内規程モデル	必要	不要	その他	検討の方向性
7	当該上場会社等の売上高、経常利益若しくは純利益 又は配当、その他の業績又は業績予想値の大幅な 変更・修正	1 社	7 社	4 社	IFRS 適用会社については、科目の読み替えとの整理で対応可能であることから、現行社内規程モデルでもカバーされていると考えられることから、変更は不要と考える。

Ⅱ. 上場会社等（上場投資法人等を除く。）の子会社に係る重要情報

1. 決定事実

	社内規程モデル	必要	不要	その他	検討の方向性
8	孫会社（取引規制府令第 54 条に規定する孫会社をいう。以下同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得	3 社	6 社	3 社	コーポレートアクションについては濃淡も大きくバスケット条項でカバーすることが妥当と思われる。一方、孫会社の範囲は会社によっては広く、上記「1 子会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他子会社等の異動を伴う事項」と検討ポイントが重複するため、一体で議論していただきたい。

2. 発生事実

	社内規程モデル	必要	不要	その他	検討の方向性
9	仮処分の申立て、当該仮処分の決定等	1 社	4 社	7 社	別表に明確に必要なであるとの意見は少ないものの、社内規程モデルが「等」としていることに関し、重要情報をカバーできていると考えられるかどうかについて、ワーキングにおいて議論していただきたい。
10	債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済	1 社	8 社	3 社	上記「6 債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済」と同様、東証有価証券上場規程においても、単純な返済期限の延長ではなく、「債務の免除に準ずるもの」として、当該事項は「債務の免除」及びバスケット条項でカバーすると考えられることから、変更は不要と考える。

Ⅳ. 上場投資法人等に係る重要情報

2. 発生事実

	社内規程モデル	必要	不要	その他	検討の方向性
11	資産の運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分の申立、当該仮処分の決定等	1 社	5 社	6 社	上記「9 仮処分の申立て、当該仮処分の決定等」と同様、別表に明確に必要なであるとの意見は少ないものの、社内規程モデルが「等」としていることに関し、重要情報をカバーできていると考えられるかどうかについて、ワーキングにおいて議論していただきたい。
12	債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済	0 社	9 社	3 社	上記「6 債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済」「10 債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済」と同様、東証有価証券上場規程においても、単純な返済期限の延長ではなく、「債務の免除に準ずるもの」として、当該事項は「債務の免除」及びバスケット条項でカバーすると考えられることから、変更は不要と考える。

Ⅴ. 上場投資法人等の資産運用会社に係る重要情報

2. 発生事実

	社内規程モデル	必要	不要	その他	検討の方向性
13	当該上場投資法人等から委託された資産の運用に係る仮処分の申立て、当該仮処分の決定等	1 社	5 社	6 社	上記「9 仮処分の申立て、当該仮処分の決定等」「11 資産の運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分の申立、当該仮処分の決定等」と同様、別表に明確に必要なであるとの意見は少ないものの、社内規程モデルがカバーする範囲に関し、会社によって解釈に違いが生じる可能性があることから、ワーキングにおいて議論していただきたい。

I. 上場会社等（上場投資法人等を除く。）に係る重要情報

1. 決定事実

1	金商法 166 条第 2 項第 1 号 金商法施行令第 28 条第 1 項	子会社（法第 166 条第 5 項に規定する子会社をいう。以下第 30 条までにおいて同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得
	東証有価証券上場規程第 402 条	子会社等（法第 166 条第 5 項に規定する子会社をいい、上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）にあつては、その子会社、関連会社その他の当取引所が必要と認める者をいう。以下同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項
	社内規程モデル	子会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他子会社等の異動を伴う事項
	検討ポイント	・東証有価証券上場規程は「子会社等」となっており、上場外国会社の関連会社が含まれる。 ・「子会社等」と修正する必要はないか。

○必要意見（5 社）

【主な意見】

- ・実質、関連会社を含む「子会社等」で管理をしている。（A 社）
- ・関連会社に係る事項を除外する理由はなく、子会社とすべきである。なお、現行のままでも「その他子会社等の異動を伴う事項」とあることからカバーしているとも考えられる。（B 社）
- ・関連会社を含めるためにも「子会社等」に修正する必要がある。（C 社）
- ・持分法適用関連会社の異動が開示される場合には、情報管理の対象としており、「子会社等」とすることに異論はない。（D 社）
- ・「子会社等」への修正が妥当と思料する。（E 社）

○不要意見（5 社）

【主な意見】

- ・関連会社の異動の重要性については、バスケット条項として個別ケースごとに判断すべきであり、一律「関連会社」を含むとすべきではない。東証の規定でも外国上場会社に限定し、東証の判断次第としている。（F 社）
- ・予想以上に幅広い上場規程上の項目につき、法人関係情報とする必要のないと考えられる項目を削除することとし、当該項目のうち重要事実となっている項目については重要事実項目を尊重して法人関係情報として管理するというコンセプトにて認識している。（他項目もすべて同様の理由により不要との意見）（G 社）
- ・親会社と関連会社との関係は、濃淡があると考えられ、関係会社の異動が即ち「顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの」とは考え難い。影響を及ぼしうるものは「決算情報」「バスケット条項」等でカバー可能と考えられる。（H 社）
- ・関連会社まで定義すると対象となる会社の範囲が広すぎてしまう。異動する関連会社の規模にもよるが、株価に影響を及ぼす可能性は低いと考える。影響が大きいと思われる事案は、バスケット条項で対応すれば十分と考える。（I 社）

○その他意見（2 社）

- ・コメントなし（J 社、K 社）

○検討の方向性

「子会社等」とした場合、重要でない関連会社の異動についても管理の必要性が生じる一方、重要な関連会社の異動の場合、バスケット条項の対象となることに気づくことができるかという問題がある。関連会社の異動をすべて管理対象とするか、バスケット条項とするかについて意見が分かれているので、ワーキングにおいて議論していただきたい。

2	金商法 166 条第 2 項第 1 号 金商法施行令第 28 条第 1 項	法第 166 条第 6 項第 4 号又は第 167 条第 5 項第 5 号に規定する要請
	東証有価証券上場規程第 402 条	当該上場会社が発行者である法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等に係る前 x 前段に規定する公開買付け若しくは当該株券等に係る施行令第 31 条に規定する買集め行為（以下この y において「公開買付け等」という。）に対抗するための買付けその他の有償の譲受けの要請又は公開買付け等に関する意見の公表若しくは株主に対する表示
	社内規程モデル	防戦買いの要請
	検討ポイント	防戦買いの要請に加え、「TOB に対する意見表明」について規定する必要があるか。

○必要意見（4 社）

【主な意見】

- ・投資判断に影響を与えると考えられるので、規定すべきである。（B 社）
- ・公開買付けの成否の鍵を握る情報であることを鑑みれば、別表に明記があっても良いのではないかとと思われる。（K 社）
- ・TOB の開示と同時に表明される賛同表明は TOB 情報と別個に管理する必要はないと思うが、敵対的 TOB 等の場合における、対象会社の意見表明あるいは株主に対する表示は、TOB 情報とは別個に管理すべきと考えるので、追加したほうがよい。（D 社）
- ・「公開買い付け等に関する意見表明」を追記する必要があると思料する。（E 社）

○不要意見（6 社）

【主な意見】

- ・公開買付け等に関する立場の事実関係が把握できれば十分と考えられ、意見表明まで規定しなくともいいと思われる。（A 社）
- ・追加の必要はないものとする。（G 社）
- ・意見表明が TOB 結果や株価に与える影響は不明確であり、意見表明のみをもって、「顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの」とは考え難い。（H 社）
- ・「意見表明」までは必要ないとする。TOB に対する上場会社の意見・考え方を明らかにする開示なので、重要情報とまでは言えないのではないかと考える。（C 社）

○その他意見（2 社）

- ・必須ではないが規定してもよい。規定の有無にかかわらず、発行会社が公表を予定する事項は重要情報に該当する可能性が高い。（F 社）
- ・コメントなし。（J 社）

○検討の方向性

意見表明を TOB 情報と別個に管理すべきか否かについて意見が分かれている。「TOB に対する意見表明」を別表に追加しなかった場合に問題が生じるおそれがあるかどうか、ワーキングにおいて議論していただきたい。

2. 発生事実

3	金商法 166 条第 2 項第 1 号 金商法施行令第 28 条第 1 項	主要株主の異動
	東証有価証券上場規程第 402 条	主要株主（法第 163 条第 1 項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）又は筆頭株主（主要株主のうち所有株式数（他人（仮設人を含む。）名義のものを含み、同項に規定する株式の所有の態様その他の事情を勘案して有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 59 号。以下「取引規制府令」という。）で定めるものを除く。）の最も多い株主（優先出資法に規定する優先出資者を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の異動第 166 条第 5 項に規定する子会社をいい、上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）にあつては、その子会社、関連会社その他の当取引所が必要と認める者をいう。以下同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項
	社内規程モデル	主要株主の異動
	検討ポイント	・東証有価証券上場規程では主要株主間での筆頭株主の異動（第 2 位主要株主が筆頭株主になった場合等）も開示義務があるが、社内規程モデルでは規定していない。 ・「筆頭株主の異動」を法人関係情報として管理すべきか否かは、株式取引（ブロック等）を受託する際の重要な要素となるので、管理すべきである場合には別表にも記載し、全協会員に認識していただく必要があるのではないか。あるいは情報管理が不要であるのであれば、他の除外項目と同様に、除外した理由を明らかにしておくべきではないか。

○必要意見（3 社）

- ・ブロック取引が法人関係情報をトリガーするかどうかの基準として既に採用しているので、追加することに特に違和感はない。（J 社）
- ・投資判断に影響を与えと考えられ、別表にも記載すべき。（B 社）
- ・「筆頭株主の異動」が適時開示の対象のため、追加する必要があると思料する。（E 社）

○不要意見（8 社）

- 【主な意見】
- ・経営権の変更の可能性がある場合は法人関係情報として管理しているが、同一グループ内の名義の異動または投資目的のファンドからの異動ならば管理は不要と思われる。（A 社）
 - ・個別ケースごとに判断すべきであり、一律規定すべきではない。（F 社）
 - ・筆頭株主の異動が投資家の投資判断に影響を及ぼすには、他の重要事実（第三者割当増資、売出し、業務提携等々）が絡んだ情報があつてこそと考える。筆頭株主の異動のみの単独リリースでは、ただちに投資家の投資判断に影響を及ぼすとは考えにくく、その単独リリースでは内部者取引規制には該当しないことから、別表に明記する必要はないと考える。（K 社）
 - ・追加の必要はないものとする。（G 社）
 - ・顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるほどの筆頭株主の異動は、通常「主要株主の異動」や「買い集め行為の実施」等を伴うものと想定される。それ以外のケースであっても、「バスケット条項」でカバー可能と考えられる。（H 社）
 - ・「筆頭株主の異動」自体は、当該上場会社の業務運営等に直接影響を及ぼすものではないため、法人関係情報と捉える必要はないと考える。異動する株主と発行会社との関係が大きく変わり、投資家の投資判断に影響が出るような場合には、「業務資本提携の解消・変更」等の開示が別途なされと考えられ、その情報を法人関係情報として管理すべきと考える。（D 社）
 - ・大株主に関する正確な保有状況は証券会社では分からない。また、筆頭株主が異動するか否かが株価に影響を及ぼすとは考えにくく、主要株主の異動だけでよいのではないか。（I 社）

○その他意見（1 社）

- ・コメントなし。（J 社）

○検討の方向性

筆頭株主の異動」が投資判断に影響を及ぼすのは、他の法人関係情報が絡んだ場合であるため、当該事象単独で別表に追加する必要性は乏しいと考える。

4	金商法 166 条第 2 項第 1 号 金商法施行令第 28 条第 1 項	親会社（法第 166 条第 5 項に規定する親会社をいう。第 7 号において同じ。）の異動
	東証有価証券上場規程第 402 条	支配株主又は財務諸表等規則第 8 条第 17 項第 4 号に規定するその他の関係会社
	社内規程モデル	親会社
	検討ポイント	・東証有価証券上場規程に記されている「その他の関係会社」が社内規程モデルでは網羅されていない。その結果、発生事実の（10）で、東証有価証券上場規程において「親会社等」（“等”にその他関係会社を含む）とされているものが、社内規程モデルでは「親会社」と限定されることになってしまっている。 ・「その他関係会社の異動」を法人関係情報として管理すべきか否かは、株式取引（ブロック等）を受託する際の重要な要素となるので、管理すべきである場合には別表にも記載し、全協会員に認識していただく必要があるのではないか。あるいは情報管理が不要であるのであれば、他の除外項目と同様に、除外した理由を明らかにしておくべきではないか。

○必要意見（3 社）

【主な意見】

- ・実質「親会社」と考えられるケースは管理が必要なため、「親会社等」に変更すべきである。（A 社）
- ・「その他関係会社」の異動を積極的に除外する理由は無く、追記すべきである。（B 社）
- ・「親会社等」に法の表記のとおり修正すべきと思料する。（E 社）

○不要意見（5 社）

【主な意見】

- ・個別ケースごとに判断すべきであり、一律規定すべきではない。（F 社）
- ・追加の必要はないものとする。（G 社）
- ・顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるほどのその他関係会社の異動は、通常「主要株主の異動」や「買い集め行為の実施」等を伴うものと想定される。それ以外のケースであっても、「バスケット条項」でカバー可能と考えられる。（H 社）
- ・その他の関係会社まで定義すると対象となる会社の範囲が広すぎてしまう。異動する関係会社の規模にもよるが、株価に影響を及ぼす可能性は低いと考える。影響が大きいと思われる事案は、バスケット条項で対応すれば十分なのではないか。（I 社）

○その他意見（4 社）

【主な意見】

- ・「支配株主（親会社を除く）の異動」や「その他の関係会社の異動」自体は当該上場会社の業務運営等に直接影響を及ぼすものではないため、法人関係情報と捉える必要はないと考える。異動する「支配株主（親会社を除く）」や「その他の関係会社」と発行会社との関係が大きく変わり、投資家の投資判断に影響が出るような場合には、「業務資本提携の解消・変更」等の開示が別途なされ则认为られ、その情報を法人関係情報として管理すべきと考える。（一方で、「その他の関係会社」である上場会社にとっては、持分法適用関連会社にする/あるいは外すことは、場合によっては、当該上場会社の財務状況に影響が出る可能性があるので、「持分法適用関連会社の異動」の開示をするという場合には、当該開示を法人関係情報として管理すべきと考える。）（D 社）
- ・コメントなし。（C 社、J 社、K 社）

○検討の方向性

金商法で規定されていない実質親会社の異動という事実のみをもって法人関係情報として管理すべきか意見が分かれているので、他の重要情報やバスケット条項でカバーできるか否かについてワーキングにおいて議論していただきたい。

5	金商法 166 条第 2 項第 1 号 金商法施行令第 28 条第 1 項	親会社に係る破産手続開始の申立て等
	東証有価証券上場規程第 402 条	親会社等に係る破産手続開始の申立て等
	社内規程モデル	親会社に係る破産手続開始の申立て等
	検討ポイント	東証有価証券上場規程に規定する「等（その他関係会社）」の破産情報が社内規程モデルでは規定していない。

○必要意見（3 社）

【主な意見】

- ・実質「親会社」と考えられるケースは管理が必要なため、「親会社等」に変更すべきである。（A 社）
- ・「その他関係会社」の破産情報を除外する理由は無く、追記すべきである。（B 社）
- ・「親会社等」に前項（親会社の異動）と平仄を合わせるべきと思料する。（E 社）

○不要意見（6 社）

【主な意見】

- ・個別ケースごとに判断すべきであり、一律規定すべきではない。（F 社）
- ・追加の必要はないものとする。（G 社）
- ・その他関係会社の破産情報のうち、顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるほどのものは、「決算情報」「業務による損害」「貸付先への不渡り」「バスケット条項」等でカバー可能と考えられる。（H 社）
- ・「その他の関係会社の破産情報」自体は法人関係情報と捉える必要はないと考える。影響がある場合には「業績予想の修正等」に該当すると思われ、その情報を法人関係情報として開示すべきと考える。（D 社）
- ・その他の関係会社まで定義すると対象となる会社の範囲が広すぎてしまう。異動する関係会社の規模にもよるが、株価に影響を及ぼす可能性は低いと考える。影響が大きいと思われる事案は、バスケット条項で対応すれば十分なのではないか。（I 社）

○その他意見（3 社）

- ・コメントなし。（C 社、J 社、K 社）

○検討の方向性

「親会社の異動」と検討ポイントはほぼ同一であり、一体で考える。

6	金商法 166 条第 2 項第 1 号 金商法施行令第 28 条第 1 項	債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済
	東証有価証券上場規程第 402 条	債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長（債務の免除に準ずると当取引所が認めるものに限る。）又は第三者による債務の引受け若しくは弁済
	社内規程モデル	債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済
	検討ポイント	・東証有価証券上場規程の「返済期限の延長（債務の免除に準ずると取引所が認めるもの）」が社内規程モデルでは規定していない。 ・東証有価証券上場規程においても、単純な返済期限の延長ではなく、「債務の免除に準ずるもの」としていることから、当該事項は「債務の免除」及びバスケット条項でカバーすると考えられないか。

- 必要意見（1 社）
 - ・東証適時開示の情報を入手した場合には管理対象にすべきと考える。（E 社）

- 不要意見（8 社）
 - 【主な意見】
 - ・「返済期限の延長（債務の免除に準ずると取引所が認めるもの）」も、実質「債務の免除」の事象として管理している。またバスケット条項でもカバーできている。（A 社）
 - ・個別ケースごとに判断すべきであり、一律規定すべきではない。（F 社）
 - ・検討ポイントに記載されている通りの理由から、現行のまま（「債務の免除」およびバスケット条項でカバー）で問題は無いと考える。（B 社）
 - ・追加の必要はないものとする。（G 社）
 - ・顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるほどの「債務の免除に準ずる返済期限の延長」は、「債務の免除」や「バスケット条項」でカバー可能と考えられる。（H 社）

- その他意見（3 社）
 - ・コメントなし。（C 社、J 社、K 社）

- 検討の方向性

東証有価証券上場規程においても、単純な返済期限の延長ではなく、「債務の免除に準ずるもの」として、当該事項は「債務の免除」及びバスケット条項でカバーすると考えられることから、変更は不要と考える。

3. 決算情報

7	金商法 166 条第 2 項第 1 号 金商法施行令第 28 条第 1 項	当該上場会社等の売上高、経常利益若しくは純利益（以下この条において「売上高等」という。）若しくは第一号トに規定する配当又は当該上場会社等の属する企業集団の売上高等について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に比較して当該上場会社等が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）が生じたこと。
	東証有価証券上場規程第 402 条	上場会社は、当該上場会社の属する企業集団の売上高、営業利益、経常利益又は純利益（上場会社が IFRS 任意適用会社である場合は、売上高、営業利益、税引前利益、当期利益又は親会社の所有者に帰属する当期利益）について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）に比較して当該上場会社が新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして施行規則で定める基準に該当するものに限る。）が生じた場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。
	社内規程モデル	当該上場会社等の売上高、経常利益若しくは純利益又は配当、その他の業績又は業績予想値の大幅な変更・修正
	検討ポイント	・ IFRS 適用会社に対して言及する必要があるか。 ・ IFRS についても、科目の読み替えであることから、現行社内規程モデルでもカバーされていると考えられないか。

○必要意見（1 社）

- ・決算情報に係る IFRS の言及など、Clarification のために文章を加える点につきましては、内容がよりクリアにより好ましいことだと思われる。（J 社）

○不要意見（7 社）

【主な意見】

- ・IFRS についても、科目の読み替えであることから、現行社内規程モデルでもカバーされていると考えております。（A 社）
- ・検討ポイントに記載されている通り科目の読替えであり、カバーされているものとする。また、「その他の業績又は業績予想値」に含まれているとも読めるのではない。（B 社）
- ・追加の必要はないものとする。（G 社）
- ・現行社内規程モデルにおいても、「その他の業績」との表記がなされていることから、IFRS 適用会社についてもカバーされているものと考えられる。（H 社）
- ・科目の読み替えであることから、現行社内規程モデルでもカバーされていると考える。（D 社）
- ・現行の表記で情報管理は充分と思料する。（E 社）

○その他意見（4 社）

- ・必須ではないが規定してもよい。規定の有無にかかわらず、公表内容の変更は重要情報に該当する可能性が高い。（F 社）
- ・コメントなし。（C 社、I 社、K 社）

○検討の方向性

IFRS 適用会社については、科目の読み替えとの整理で対応可能であることから、変更は不要と考える。

Ⅱ．上場会社等（上場投資法人等を除く。）の子会社に係る重要情報

1．決定事実

8	金商法 166 条第 2 項第 1 号 金商法施行令第 28 条第 1 項	孫会社（子会社が支配する会社として内閣府令で定めるものをいう。次条第 6 号において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得
	東証有価証券上場規程第 402 条	孫会社（施行令第 29 条第 2 号に規定する孫会社をいい、上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）にあつては、その子会社等の子会社等をいう。以下同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の孫会社の異動を伴う事項
	社内規程モデル	孫会社（取引規制府令第 54 条に規定する孫会社をいう。以下同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得
	検討ポイント	・孫会社の株式の譲渡以外の異動を伴うコーポレートアクションが社内規程モデルでは規定していない。 ・「Ⅰ．上場会社等に係る重要事項 1．決定事実 （18）子会社等の異動」においては、「その他子会社等の異動を伴う事項」を規定している。 ・孫会社異動について、株式譲渡以外のコーポレートアクションを規定する必要はないか。

○必要意見（3 社）

【主な意見】

- ・株式譲渡以外のコーポレートアクションを一律で除外する理由は無く、追記すべきである。（B 社）
- ・子会社等の異動と平仄を合わせるほうがよいと考える。（D 社）
- ・東証規程に平仄を合わせるべきと思料する。（E 社）

○不要意見（6 社）

【主な意見】

- ・子会社等の異動においては、「その他子会社等の異動を伴う事項」をカバーしていると思われる。孫会社異動については、株式譲渡以外のコーポレートアクションは軽微事項がほとんどと思われる。（A 社）
- ・個別ケースごとに判断すべきであり、一律規定すべきではない。（F 社）
- ・追加の必要はないものとする。（G 社）
- ・顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるようなコーポレートアクションについては「決算情報」「バスケット条項」等でカバー可能と考えられる。（H 社）
- ・その他の孫会社まで定義すると対象となる会社の範囲が広すぎてしまう。異動する孫会社の規模にもよるが、株価に影響を及ぼす可能性は低いと考える。影響が大きいと思われる事案は、バスケット条項で対応すれば十分なのではないか。（I 社）

○その他意見（3 社）

- ・コメントなし。（C 社、J 社、K 社）

○検討の方向性

コーポレートアクションについては濃淡も大きくバスケット条項でカバーすることが妥当と思われる。一方、孫会社の範囲は会社によっては広く、上記「1 子会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他子会社等の異動を伴う事項」と検討ポイントが重複するため、一体で議論していただきたい。

2. 発生事実

9	金商法 166 条第 2 項第 1 号 金商法施行令第 28 条第 1 項	事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
	東証有価証券上場規程第 402 条	事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
	社内規程モデル	仮処分の申立て、当該仮処分の決定等
	検討ポイント	・法令及び東証有価証券上場規程と社内規程モデルとで規定振りが異なる。 ・仮処分に係る一連の手続きとして、現行社内規程モデルでカバーされていると考えてよいか。

○必要意見（1 社）

- ・「当該仮処分の決定等」を追記す（「東証規程に平仄を合わせる」の間違いと思われる）べきであると思料する。（E 社）

○不要意見（4 社）

【主な意見】

- ・仮処分の申立てが発生した段階で途中経過に関わらず管理の継続が必要と考えております。現行社内規程モデルでカバーできると思う。（A 社）
- ・追加の必要はないものとする。（G 社）
- ・現行の社内規程モデルにおける、上場会社の発生事実の記載振りととの平仄が取れている。仮処分に係る一連の手続きとして、現行社内規程モデルでカバーされていると考えられる。（H 社）
- ・仮処分に係る一連の手続きとして、現行社内規程モデルでカバーされていると考える。（D 社）

○その他意見（7 社）

【主な意見】

- ・必須ではないが規定してもよい。規定の有無にかかわらず、金商法の重要事実が重要情報に該当する。（F 社）
- ・社内規程モデルが法令・東証規則より広い範囲をカバーすることを意図していないのであれば、規程振りを合わせるべきである。（B 社）
- ・上場投資法人等に係る重要情報の発生事実の規定において、「資産運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分の申し立て、当該仮処分の決定等」とあり、仮処分の対象を限定しているところ、上場会社等に係る重要情報及び上場会社等の子会社に係る重要情報の発生事実においては「仮処分の申立て、当該仮処分の決定等」と、対象を限定していない。上場投資法人等と異なる取り扱いをしたのは、上場投資法人等が一般の上場会社等と異なる業務内容・性質を有するなどの背景があるのか。（L 社）
- ・コメントなし。（C 社、I 社、J 社、K 社）

○検討の方向性

別表に明確に必要なとの意見は少ないものの、社内規程モデルが「等」としていることに関し、重要情報をカバーできていると考えられるかどうかについて、ワーキングにおいて議論していただきたい。

10	金商法 166 条第 2 項第 1 号 金商法施行令第 28 条第 1 項	債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済
	東証有価証券上場規程第 402 条	債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長（債務の免除に準ずると当取引所が認めるものに限る。）又は第三者による債務の引受け若しくは弁済
	社内規程モデル	債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済
	検討ポイント	・東証有価証券上場規程の「返済期限の延長（債務の免除に準ずると取引所が認めるもの）」が社内規程モデルでは規定していない。 ・東証有価証券上場規程においても、単純な返済期限の延長ではなく、「債務の免除に準ずるもの」としていることから、当該事項は「債務の免除」及びバスケット条項でカバーすると考えられないか。

- 必要意見（1 社）
 - ・東証適時開示の情報を入手した場合には管理対象にすべきと考える。（E 社）

- 不要意見（8 社）
 - 【主な意見】
 - ・「返済期限の延長（債務の免除に準ずると取引所が認めるもの）」も、実質「債務の免除」の事象として管理している。またバスケット条項でもカバーできると考えている。（A 社）
 - ・個別ケースごとに判断すべきであり、一律規定すべきではない。（F 社）
 - ・検討ポイントに記載されている通りの理由から、現行のまま（「債務の免除」およびバスケット条項でカバー）で問題は無いと考える。（B 社）
 - ・追加の必要はないものとする。（G 社）
 - ・顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるほどの「債務の免除に準ずる返済期限の延長」は、「債務の免除」や「バスケット条項」でカバー可能と考えられる。（H 社）

- その他意見（3 社）
 - ・コメントなし。（C 社、J 社、K 社）

- 検討の方向性
 - 上記「6 債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済」と同様、東証有価証券上場規程においても、単純な返済期限の延長ではなく、「債務の免除に準ずるもの」として、当該事項は「債務の免除」及びバスケット条項でカバーすると考えられることから、変更は不要と考える。

IV. 上場投資法人等に係る重要情報

2. 発生事実

11	金商法 166 条第 2 項第 1 号 金商法施行令第 28 条第 1 項	資産の運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
	東証有価証券上場規程第 402 条	資産の運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
	社内規程モデル	資産の運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分の申立、当該仮処分の決定等
	検討ポイント	・法令、東証有価証券上場規程、社内規程モデルとで規定振りが異なる。 ・仮処分に係る一連の手続きとして、現行社内規程モデルでカバーされていると考えてよいか。

○必要意見（1 社）

- ・東証規程の記載に平仄を合わせるべきと思料する。（E 社）

○不要意見（5 社）

【主な意見】

- ・仮処分の申立てが発生した段階で途中経過に関わらず管理の継続が必要と考えております。現行社内規程モデルでカバーできると思う。（A 社）
- ・追加の必要はないものとする。（G 社）
- ・仮処分に係る一連の手続きとして、現行社内規程モデルでカバーされていると考えられる。（H 社）

○その他意見（6 社）

【主な意見】

- ・必須ではないが規定してもよい。規定の有無にかかわらず、金商法の重要事実が重要情報に該当する。（F 社）
- ・社内規程モデルが法令・東証規則より広い範囲をカバーすることを意図していないのであれば、規程振りを合わせるべきである。（B 社）
- ・コメントなし。（C 社、I 社、J 社、K 社）

○検討の方向性

上記「9 仮処分の申立て、当該仮処分の決定等」と同様、別表に明確に必要なとの意見は少ないものの、社内規程モデルが「等」としていることに関し、重要情報をカバーできていると考えられるかどうかについて、ワーキングにおいて議論していただきたい。

12	金商法 166 条第 2 項第 1 号 金商法施行令第 28 条第 1 項	債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済
	東証有価証券上場規程第 402 条	債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長（債務の免除に準ずると当取引所が認めるものに限る。）又は第三者による債務の引受け若しくは弁済
	社内規程モデル	債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済
	検討ポイント	・東証上場有価証券規程の「返済期限の延長（債務の免除に準ずると取引所が認めるもの）」が社内規程モデルでは明示されていない。 ・東証上場有価証券規程においても、単純な返済期限の延長ではなく、「債務の免除に準ずるもの」としていることから、当該事項は「債務の免除」及びバスケット条項でカバーすると考えられないか。

○必要意見（0 社）

○不要意見（9 社）

- 【主な意見】
- ・「返済期限の延長（債務の免除に準ずると取引所が認めるもの）」も、実質「債務の免除」の事象として管理している。またバスケット条項でもカバーできると考えております。（A 社）
 - ・修正の必要はない。個別ケースごとに判断すべきであり、一律規定すべきではない。（F 社）
 - ・検討ポイントに記載されている通りの理由から、現行のまま（「債務の免除」およびバスケット条項でカバー）で問題は無いと考える。（B 社）
 - ・追加の必要はないものとする。（G 社）
 - ・顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるほどの「債務の免除に準ずる返済期限の延長」は、「債務の免除」や「バスケット条項」でカバー可能と考えられる。（H 社）

○その他意見（3 社）

- ・コメントなし。（C 社、J 社、K 社）

○検討の方向性

上記「6 債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済」「10 債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済」と同様、東証有価証券上場規程においても、単純な返済期限の延長ではなく、「債務の免除に準ずるもの」として、当該事項は「債務の免除」及びバスケット条項でカバーすると考えられることから、変更は不要と考える。

V. 上場投資法人等の資産運用会社に係る重要情報

2. 発生事実

13	金商法 166 条第 2 項第 1 号 金商法施行令第 28 条第 1 項	当該上場会社等から委託された資産の運用に係る事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
	東証有価証券上場規程第 402 条	当該投資法人から委託された資産の運用に係る事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
	社内規程モデル	当該上場投資法人等から委託された資産の運用に係る仮処分の申立て、当該仮処分の決定等
	検討ポイント	・法令及び東証有価証券上場規則と社内規程モデルとで規定振りが異なる。 ・仮処分に係る一連の手続きとして、現行社内規程モデルでカバーされていると考えてよいか。

○必要意見（1 社）

- ・東証規程の記載に平仄を合わせるべきと思料する。（E 社）

○不要意見（5 社）

【主な意見】

- ・仮処分の申立てが発生した段階で途中経過に関わらず管理の継続が必要と考えております。現行社内規程モデルでカバーできると思われる。（A 社）
- ・追加の必要はないものとする。（G 社）
- ・仮処分に係る一連の手続きとして、現行社内規程モデルでカバーされていると考えられる。（H 社）

○その他意見（6 社）

【主な意見】

- ・必須ではないが規定してもよい。規定の有無にかかわらず、金商法の重要事実が重要情報に該当する。（F 社）
- ・社内規程モデルが法令・東証規則より広い範囲をカバーすることを意図していないのであれば、規程振りを合わせるべき。（B 社）
- ・コメントなし。（C 社、I 社、J 社、K 社）

○検討の方向性

上記「9 仮処分の申立て、当該仮処分の決定等」「11 資産の運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分の申立、当該仮処分の決定等」と同様、別表に明確に必要なとの意見は少ないものの、社内規程モデルがカバーする範囲に関し、会社によって解釈に違いが生じる可能性があることから、ワーキングにおいて議論していただきたい。

法人関係情報管理規程

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 この規則は、当社の役職員が業務上取得する法人関係情報に関して、その法人関係情報を取得した際の手続、伝達手続及び情報管理手続等を定めることにより、その情報を利用した不公正取引を防止し、もって当社における事業活動の適正化に資することを目的とする。

（定 義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 法人関係情報（別表）
金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 14 号に規定する法人関係情報をいう。
- 2 高蓋然性情報
現時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報をいう。
- 3 示唆情報等
当社が法人関係情報を取得している場合、それ自体は法人関係情報に該当するわけではなく、他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報をいう。
- 4 法人関係部門
主として業務（金融商品取引業及びその付随業務又は登録金融機関業務をいう。以下同じ。）を行っている部門のうち、主として業務上、法人関係情報を取得する可能性の高い部門をいう。
- 5 特定有価証券等
金融商品取引法第 163 条第 1 項に規定する特定有価証券等をいう。

（法令諸規則の遵守）

第 3 条 役職員は、金融商品取引業の公共性を認識し、金融商品取引法等証券関係法令及び日本証券業協会、金融商品取引所等の定める諸規則並びに社内規則（以下「関係法令等」という。）を遵守し、誠実に業務を遂行するものとする。

（上場会社等の役職員への助言）

第 4 条 役職員は、日常接触する上場会社等の役職員に対し、関係法令等の遵守について助言を行うものとする。

第 2 章 法人関係情報の管理

（法人関係情報等の管理部門）

第 5 条 当社において、法人関係情報及び高蓋然性情報（以下、あわせて「法人関係情報等」という。）は、〇〇部が統括して管理する。

（法人関係情報等取得時等の取扱い）

第 6 条 役職員は、その業務に関して法人関係情報等を取得したときは、直ちに、所定の様式により〇〇部に報告しなければならない。

- 2 法人関係部門に所属する役職員は、その業務に関して法人関係情報等を取得したときは、前項に規定する報告に加え、直ちに、所定の様式により部店長にも報告しなければならない。
- 3 第 1 項又は第 2 項の規定により報告を受けた〇〇部又は部店長は、すみやかに当該役職員に対し当該法人関係情報等の管理等について必要な指示を与えるものとする。
- 4 役職員は、発行体等が法人関係情報等について開示書類を公表した場合及び発行体等から当

該情報に係る案件の中止の決定について連絡を受けた場合、直ちに〇〇部（法人関係部門に所属する役職員にあっては、〇〇部及び部店長）に報告しなければならない。

（上場会社等への公表要請）

第 7 条 当社は、法人関係情報の公開を必要と認めたときは、当該上場会社等及び上場会社等の子会社に当該法人関係情報の公表等適切な措置を講じるよう要請するものとする。

（法人関係情報等の管理）

第 8 条 役職員は、法人関係情報等が記載された書類について、他の部門から隔離して管理する等、当該法人関係情報等が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。

2 役職員は、法人関係情報等が記載された電子ファイルについて、容易に閲覧できない方法をとる等、当該法人関係情報等が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。

（投資情報資料の審査）

第 9 条 当社は、投資情報資料を作成し、社内等に配付しようとするときは、〇〇部において、法人関係情報等の有無等について審査するものとする。

（投資情報資料の同時公開）

第 10 条 当社は、前条に定める投資情報資料については、社内等において同時に公開されるよう努めるものとする。

※ 協会員において、投資情報資料を作成しない場合にあっては、第 9 条及び第 10 条を削除して差し支えないと考えられます。

（法人関係情報等及び示唆情報等の伝達）

第 11 条 役職員は、法人関係情報等及び示唆情報等を伝達してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、法人関係情報等又は示唆情報等を伝達することが必要な役職員については、以下の各号に定める場合に限り、当該情報の伝達を行うことができる。

1 役職員が、事前に〇〇部の責任者の承認を得て伝達する場合

2 法人関係部門に所属する役職員が、〇〇部の責任者が認めたあらかじめ定められた所定の手続きにより伝達する場合

3 前項については、業務上、法人関係情報等又は示唆情報等を伝達することが必要な役職員に限り、行うことができる。

（法人関係情報等の抹消等）

第 12 条 法人関係情報等を取得した〇〇部は、管理している法人関係情報等が公表等されていないか等、当該情報を抹消する状態にないかを定期的に確認しなければならない。

2 〇〇部は、法人関係情報等について、発行体等が当該情報について開示書類等により公表した場合及び発行体等から当該情報に係る案件の中止の決定について連絡を受けた場合、当該情報を抹消することができる。

3 〇〇部は、高蓋然性情報について、△ヵ月（△年）以上経過したにもかかわらず、当該情報に係る案件について法人関係情報となるような具体的進展がみられず、かつ合理的に判断した結果、投資判断に影響を及ぼすような情報として認められない場合は、当該情報を抹消することができる。

4 〇〇部は、法人関係情報等の登録内容について適宜の見直し（一部抹消等）を行う。

第 3 章 禁 止 行 為

（法人関係情報等及び示唆情報等の照会及び回答の禁止）

第 13 条 役職員は、法人関係部門又は〇〇部に対して、法人関係情報等及び示唆情報等について

不正な情報追求や詮索を行ってはならない。

- 2 法人関係部門又は〇〇部の役職員は、法人関係情報等及び示唆情報等について不正な情報追求や詮索を受けたときは、回答してはならない。
- 3 法人関係部門又は〇〇部の役職員は、第1項の追求や詮索を受けた場合は、直ちに部店長及び〇〇部に報告しなければならない。

（法人関係情報等及び示唆情報等に基づいた自己売買の禁止）

第14条 当社は、法人関係情報等及び示唆情報等に基づいた自己売買を行わないものとする。

（法人関係情報等又は示唆情報等を提供しての勧誘等の禁止）

- 第15条 役職員は、顧客に対して法人関係情報等若しくは示唆情報等を提供して、有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券に係るデリバティブ取引（以下この条において売買等という。）の勧誘又はその媒介、取次ぎ、若しくは代理の勧誘をしてはならない。
- 2 役職員は、有価証券の売買等又はこれらの媒介、取次ぎ若しくは代理につき、法人関係情報等若しくは示唆情報等を知った場合は、当該有価証券の発行者の法人関係情報について公表がされたこととなる前に当該売買等をさせることにより顧客に利益を得させ、又は当該顧客の損失の発生を回避させる目的をもって、当該顧客に対して当該売買等をするを勧めて勧誘してはならない。

（法人関係情報等及び示唆情報等に基づいた役職員の自己投資の禁止）

第16条 役職員は、法人関係情報等及び示唆情報等に基づいて、自己の計算において当該法人関係情報等及び示唆情報等に係る有価証券の売買その他の取引等（当該有価証券の売買その他の取引等が有価証券の売買である場合にあっては、オプション（オプションと類似の権利であって、外国市場デリバティブ取引のうち金融商品取引法第28条第8項第3号ハ(1)と類似の取引にかかるものを含む。）が行使された場合に成立する有価証券の売買を除く。）を行ってはならない。

※ 当該条文は、「協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」に基づく社内規定に記載することもできると考えられます。

（法人関係部門に所属する役職員の自己投資の制限）

- 第17条 法人関係部門に所属する役職員は、自己が担当する上場会社等の特定有価証券等（普通社債を除く。）について、自己のために売買（株券の累積投資に係る売買であって有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第59条に規定するものを除く。）してはならない。ただし、あらかじめ書面により、部店長を通じて〇〇部の責任者（役員にあっては内部管理統括責任者）の承認を受けた場合は、この限りではない。
- 2 〇〇部の責任者は、前項ただし書の規定により承認を与える場合には、法人関係情報等及び示唆情報等に基づいて行われるものであるか否かについて審査するものとする。
 - 3 〇〇部は、法人関係部門に所属する役職員が第1項ただし書の規定により売買取引を行ったときは、必要に応じ、事後的に法人関係情報等及び示唆情報等の有無を調査するものとする。
 - 4 法人関係部門に所属する役職員は、第1項ただし書の規定により買い付けた特定有価証券等については、原則として、当該買付けの日から起算して1年以内に売却をしてはならない。

※ 当該条文は、「協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」に基づく社内規定に記載することもできると考えられます。

第4章 その他

（指示等）

第18条 〇〇部は、法人関係情報等に係る銘柄等について必要と認めたときは、銘柄を指定し

て各担当部署に対し、次の各号に掲げる指示を行うものとする。

- ① 自己売買を原則として禁止すること。
 - ② 注目銘柄、参考銘柄等に選定しないこと。
 - ③ 必要に応じ顧客から注文理由を聴取すること。
- 2 ○○部は、上場会社等の自己株式取得の決定事実に係る法人関係情報等を取得し又は報告を受けたときは、当該自己株取得の終了が開示されるまでの間、当該法人関係情報等を自己売買部門等から隔離する等の必要な措置を講じるものとする。

（顧客からの不当な情報提供要求）

第 19 条 役職員は、法人関係情報等及び示唆情報等に関して顧客から不当な情報提供要求があった場合には、これに応えてはならない。

- 2 役職員は前項の要求があった場合には、直ちに部店長及び○○部に報告しなければならない。
- 3 ○○部は、前項の報告を受けた場合には、当該報告における銘柄及び顧客に係る売買状況を審査し、不正な取引が行われないよう必要な措置を講じるものとする。

付 則（平 26. 3. 7）

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

上場会社等及びその子会社並びに上場投資法人等及びその資産運用会社の
運営、業務、財産に係る重要な情報等

I. 上場会社等（上場投資法人等¹を除く。）に係る重要情報

1. 決定事実

- (1) 会社法第 199 条第 1 項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者（協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。）の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあつては、これに相当する外国の法令の規定（当該上場会社等が外国会社である場合に限る。以下同じ。）によるものを含む。）若しくは同法第 238 条第 1 項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集又は株式若しくは新株予約権の売出し
 - (注) ここでいう「募集」とは、金融商品取引法における「募集」の定義とは異なり、金融商品取引法上の「私募」を含む。
- (2) (1)に規定する募集若しくは売出しに係る発行登録（その取り下げを含む。）又は当該発行登録に係る募集若しくは売出しのための需要状況の調査の開始
- (3) 資本金の額の減少
- (4) 資本準備金又は利益準備金の額の減少
- (5) 自己株式の取得
- (6) 株式無償割当て又は新株予約権無償割当て
- (7) 新株予約権無償割当てに係る発行登録（その取下げを含む。）又は当該発行登録に係る新株予約権無償割当てのための需要状況若しくは権利行使の見込みの調査の開始
- (8) 株式（優先出資法に規定する優先出資を含む。）の分割又は併合
- (9) 剰余金の配当
- (10) 株式交換
- (11) 株式移転
- (12) 合併
- (13) 会社の分割
- (14) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
- (15) 解散（合併による解散を除く。）
- (16) 新製品又は新技術の企業化
- (17) 業務上の提携又は解消
- (18) 子会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他子会社等の異動を伴う事項
- (19) 固定資産の譲渡又は取得
- (20) 事業の全部又は一部の休止又は廃止
- (21) 上場廃止の申請
- (22) グリーンシート銘柄又はフェニックス銘柄の指定取消の申請
 - (注) グリーンシート銘柄又はフェニックス銘柄の取扱いのない協会員においては、規定は不要。
- (23) 破産手続開始、再生手続開始又は更正手続開始の申立て
- (24) 新事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。（以下同じ。））
- (25) 防戦買いの要請
- (26) 預金保険法第 74 条第 5 項の規定による申出
- (27) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく特定調停手続による調停の申立て
- (28) 上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券若しくは上場交換社債券に係る全部若しくは一部の繰上償還又は社債権者集会の招集その他上場債券、上場転換社債型新株予約権付社

¹上場会社等のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 12 項に規定する投資法人をいう。以下同じ。

債券若しくは上場交換社債券に関する権利に係る重要な事項

- (29) 普通出資の総口数の増加に伴う事項
- (30) 財務諸表等又は四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記すること。
- (31) 内部統制に開示すべき重要な不備がある旨又は内部統制の評価結果を表明できない旨を記載する内部統制報告書の提出
- (32) 上場無議決権株式、上場議決権付株式（複数の種類の議決権付株式を発行している会社が発行するものに限る。）又は上場優先株等（子会社連動配当株を除く。）に係る株式の内容その他のスキームの変更

2. 発生事実

- (1) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
- (2) 主要株主の異動
- (3) 特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止の原因となる事実
- (4) 財産権上の請求に係る訴え、当該訴訟の完結
- (5) 仮処分の申立、当該仮処分の決定等
- (6) 事業の停止等行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発
- (7) 親会社の異動
- (8) 債権者その他の当該上場会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て（以下「破産手続開始の申立て等」という。）
- (9) 手形若しくは小切手の不渡り又は手形交換所による取引停止処分（以下「不渡り等」という。）
- (10) 親会社に係る破産手続開始の申立て等
- (11) 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。
- (12) 主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の100分の10以上である取引先をいう。以下Ⅱ．において同じ。）との取引停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止
- (13) 債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済
- (14) 資源の発見
- (15) 株主（優先出資法に規定する普通出資者を含む。）による株式若しくは新株予約権の発行又は自己株式の処分の差止めの請求
- (16) 社債に係る期限の利益の喪失
- (17) 上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券又は上場交換社債券に係る社債権者集会の招集その他上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券又は上場交換社債券に関する権利に係る重要な事実
- (18) 特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実
- (19) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第24条第1項又は同法第24条の4の7第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。
- (20) 財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書について、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付結論」又は公認会計士等の「不適正意見」若しくは「否定的結論」若しくは「意見の表明をしない」若しくは「結論の表明をしない」旨（特定事業会社にあつては、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公

- 認会計士等の「除外事項を付した限定付意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」及び「意見の表明をしない」旨を含む。）が記載されることとなったこと。
- (21) 内部統制報告書に添付される内部統制監査報告書について、「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載されることとなったこと。

3. 決算情報

- (1) 当該上場会社等の売上高、経常利益若しくは純利益又は配当、その他の業績又は業績予想値の大幅な変更・修正
- (2) 当該上場会社等が属する企業集団の売上高、経常利益若しくは純利益、その他の業績又は業績予想値の大幅な変更・修正

4. その他前各項に掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

Ⅱ. 上場会社等（上場投資法人等を除く。）の子会社に係る重要情報

1. 決定事実

- (1) 株式交換
- (2) 株式移転
- (3) 合併
- (4) 会社の分割
- (5) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
- (6) 解散（合併による解散を除く。）
- (7) 新製品又は新技術の企業化
- (8) 業務上の提携又は解消
- (9) 孫会社（取引規制府令第 54 条に規定する孫会社をいう。以下同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得
- (10) 固定資産の譲渡又は取得
- (11) 事業の全部又は一部の休止又は廃止
- (12) 破産手続開始等の申立て
- (13) 新事業の開始
- (14) 預金保険法第 74 条第 5 項の規定による申出
- (15) 剰余金の配当（子会社連動株式を発行する場合における配当を連動させることとした連動子会社に係るものに限る。）
- (16) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく特定調停手続による調停の申立て

2. 発生事実

- (1) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
- (2) 財産権上の請求に係る訴え、当該訴訟の完結
- (3) 仮処分の申立て、当該仮処分の決定等
- (4) 事業の停止等行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発
- (5) 債権者その他の当該子会社以外の者による破産手続開始の申立て等
- (6) 不渡り等
- (7) 孫会社に係る破産手続開始の申立て等
- (8) 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。
- (9) 主要取引先との取引停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止
- (10) 債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済
- (11) 資源の発見

3. 決算情報（当該子会社が上場会社等及び連動子会社に該当する場合に限る。）

売上高、経常利益又は純利益、その他の業績又は業績予想値の大幅な変更・修正

4. その他前各項に掲げる事項のほか、当該上場会社の子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

Ⅲ. 公開買付けに関する情報

- (1) 金商法第 27 条の 2 第 1 項に規定する公開買い付け、これに準ずる株券等の買集め及び同法第 27 条の 22 の 2 第 1 項に規定する公開買付けの実施又は中止の決定

IV. 上場投資法人等に係る重要情報

1. 決定事実

- (1) 資産の運用に係る委託契約の締結又はその解約
- (2) 投資口を引き受ける者の募集
- (3) 投資口の併合又は投資口分割
- (4) 投資口の追加発行又は売出し
- (5) 金銭の分配
- (6) 合併
- (7) 解散（合併による解散を除く。）
- (8) 最低純資産額の減少
- (9) 上場廃止の申請
- (10) グリーンシート銘柄又はフェニックス銘柄の指定取消の申請
（注）グリーンシート銘柄又はフェニックス銘柄の取扱いのない協会員においては、規定は不要。
- (11) 破産手続開始又は再生手続開始の申立て
- (12) 防戦買いの要請

2. 発生事実

- (1) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
- (2) 特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実
- (3) 財産権上の請求に係る訴え、当該訴訟の完結
- (4) 資産の運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分の申立、当該仮処分の決定等
- (5) 投資信託法第 216 条第 1 項の規定による同法第 187 条の登録の取消しその他これに準ずる行政庁による法令に基づく処分
- (6) 債権者その他の当該上場投資法人等以外の者による破産手続開始又は再生手続開始の申立て
- (7) 不渡り等
- (8) 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。
- (9) 主要取引先（前営業期間における営業収益又は営業費用が営業収益の総額又は営業費用の総額の 100 分の 10 以上である取引先をいう。）との取引の停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止
- (10) 債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済
- (11) 資源の発見
- (12) 特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実
- (13) 業務改善命令
- (14) 基準純資産額を下回るおそれが生じたこと。
- (15) 投資信託法第 215 条第 2 項の規定による登録取消しの通告
- (16) 2 人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第 3 条第 1 項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、金商法第 24 条第 1 項又は同法第 24 条の 5 第 1 項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）、これらの開示を行った後提出したこと並びに当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたこと。

3. 決算情報

- (1) 当該上場投資法人等の営業収益、経常利益、純利益又は金銭の分配若しくは収益の分配に

ついて、公表がされた直近の予想値の大幅な変更・修正

4. その他前各項に掲げる事項のほか、当該上場投資法人等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

V. 上場投資法人等の資産運用会社²に係る重要情報

1. 決定事実

- (1) 当該上場投資法人等から委託を受けて行う資産の運用であって、当該上場投資法人等による特定資産の取得若しくは譲渡又は貸借が行われることとなるもの
- (2) 当該上場投資法人等と締結した資産の運用に係る委託契約の解約
- (3) 株式交換
- (4) 株式移転
- (5) 合併
- (6) 解散（合併による解散を除く。）
- (7) 会社分割
- (8) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
- (9) 当該上場投資法人等から委託された資産の運用に係る事業の休止又は廃止
- (10) 当該上場投資法人等から委託を受けて行う資産の運用の全部又は一部の休止又は廃止
- (11) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て
- (12) 当該上場投資法人等から委託を受けて行う資産の運用であって新たな資産の運用の開始
- (13) 当該上場投資法人等の上場廃止の申請
- (14) 法令に基づき行政庁に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出

2. 発生事実

- (1) 行政庁による法令に基づく認可、承認又は処分
- (2) 特定関係法人（金商法第 166 条第 5 項に規定する特定関係法人をいう。以下同じ。）の異動
- (3) 主要株主の異動
- (4) 当該上場投資法人等から委託された資産の運用に係る財産上の請求に係る訴え、当該訴訟の完結
- (5) 当該上場投資法人等から委託された資産の運用に係る仮処分の申立て、当該仮処分の決定等
- (6) 債権者その他の当該上場投資法人等の資産運用会社以外の者による破産手続開始の申立て等
- (7) 不渡り等
- (8) 特定関係法人に係る破産手続開始の申立て等
- (9) 業務改善命令
- (10) 上場廃止の原因となる事実

²投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 19 項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。

- ※ 当該事例は、金商法第 166 条等に規定される重要事実及び金融商品取引所において定める適時開示規則から上場会社等及びその子会社並びに上場投資法人等及びその資産運用会社の運営、業務又は財産に関する重要な情報であって、顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められる可能性のある項目を抜粋したものです。当該項目に該当する事象であっても、軽微基準等により、個別具体的には、投資判断に影響を及ぼす可能性のない事象もあると考えられます。また、ここに記載されていない項目であっても、個別具体的には、投資判断に影響を及ぼす可能性のある事象もあると考えられます。